

広報

～地域をつなぐ情報紙～

いわくら

2016

4.1

No.1081

特集

桜

～岩倉の誇り～

- 健康講座 29
- 旬の美味しい野菜レシピ 53
- フォトニュース 54
- い～わくんの岩倉じまんッ！ 56



特集 桜

～岩倉の誇り～

岩倉の誇り「五条川の桜」

今年も五条川の桜が美しく咲く季節となりました。岩倉市内には、五条川の堤防沿い約7・6キロにわたって、約1千400本の桜並木があります。

この桜は、春はもちろん、初夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪化粧など一年を通して美しい景色を見せてくれます。

今月の特集では、桜並木の歴史や桜を守る岩倉五条川桜並木保存会の皆さんの活動を紹介いたします。

桜並木の歴史

昭和22年、当時の町会議員であった榊原順次郎さんがほかの町会議員と町おこしの方法を話し合う中で、五条川に桜並木をつくるアイデアが浮かびました。

そして2年後の昭和24年、岩倉町によって、大市場橋から長瀬橋にかけて桜の苗木300本が植えられたのが五条川の桜並木の始まりです。

昭和42年からは、桜並木の消毒が始められ、その後に枝切りや剪定も行われることで桜並木の保全が図られてきました。

平成2年、桜の木の本1本に番号札を付ける作業を岩倉の水辺を守る会の呼びかけで、子どもから高齢者までが参加して行いました。これは桜の木を大切にすることと桜台帳を作るための手がかりとするためでした。また、この年には財団法人日本さくらの会により奈良県の吉野山や京都府の嵐山などとともに「日本のさくら名所100選」に選ばれました。

平成22年、岩倉五条川桜並木保存会の皆さんにより桜管理台帳が作成され、それぞれの桜の状態が記録されました。

五条川の桜並木を守る 「岩倉五条川桜並木保存会」



▲会長の長谷川博さん

岩倉五条川の美しい桜並木の保全活動をしてきている人たちがいます。

現在、約130人の会員で活動をしている岩倉五条川桜並木保存会は、平成18年7月から翌年2月まで行われた桜の勉強会に参加した受講生約20人が中心となって、平成19年に発足しました。

桜並木保存会の活動は、5月から6月に掛けて、お礼肥と呼ばれる施肥作業に始まります。その後、ベッコウタケという樹木を衰弱させたり、枯死させたりするキノコを駆除する作業を行い、7月頃から12月までは枯れ枝等の剪定、1月には寒肥、2月には市内の協力店舗に設置していただいている募金箱の回収など1年間を通して活動しています。

会長を務める長谷川博さんは、「私が桜並木保存会に入ったきっかけは、

趣味の写真撮影をしていた時に五条川の桜の変化に気づいたことでした。年を経るごとに桜の色が薄くなり、花が小さくなってだんだん貧弱に見えるようになっていました。ちょうどその頃に勉強会が行われるのを知り、参加することになりました。

8年間の活動の成果で、最近は桜の花が大きくなって数が増えてきました。花びらの色も昔に戻ってきていい色になり、枯れ枝を取っているので見栄えが良くなったと感じています。

市民の皆さんには五条川の桜が自分たちの大事な宝物だという気持ちを持ってもらいたいです。ゴミが捨ててあれば拾ってもらったり、草が生えていたら取ってもらったり、少しのことでもいいので皆が少しずつ協力できればいいですね。

私たちがやらなければいけないことは、施肥・枯れ枝等の剪定やベッコウタケの処置などの実際の作業に加えて、桜管理台帳の記入や、会の定例会の資料作成など、山ほどあります。こういったきめ細やかな管理をしています。



▲枯れ枝を剪定する様子



▲岩倉五条川桜並木保存会の皆さん

【会員募集】

岩倉五条川桜並木保存会で一緒に活動してくれる人を募集しています。

●問合せ先

長谷川 (☎09
0-7869-
2507)

き、桜を見守ることで60年と言われる桜の寿命が10年、20年と延びて、いつまでも元気な花を咲かせてほしいと願っています。」と語ります。

桜並木保存会の皆さんの献身的な活動により、今年も五条川の桜は美しい花を咲かせています。お花見をする際には、桜を守る人たちがいることを考えながら見てみると、これまでとは違った見方ができるかもしれません。



桜の豆知識

【桜とはどんな花？】

桜は、バラ科サクラ属の落葉広葉樹です。

【ソメイヨシノはどんな桜？】

岩倉の桜はほとんどがソメイヨシノという種類です。ソメイヨシノは、江戸時代の末期に江戸の染井地区の植木職人が売り出したのが最初だと言われています。

見た目が華やかで、10年ほどで大きく成長するため、明治時代以降に全国に広まってきました。



【ソメイヨシノの花言葉は？】

「純潔」、「優れた美人」

【ソメイヨシノには、さくらんぼができる？】

ソメイヨシノは観賞用の桜であるため、自家受粉ができず実をつけるに
くいです。実をつけた場合も小さな
実で食用には向かないものです。

食用の桜は、セイヨウミザクラ、
シナミザクラなどの種類がありま
す。

【桜のつくことわざは？】

・明日ありと思う心の仇桜（あすあ
りとおもうこころのあだざくら）

桜は明日も咲いているだろうと安心
していると夜中に強い風が吹いて散
ってしまうかもしれない。人生もそ
れと同じで明日はどうなるかわから
ないという言葉です。

【百人一首で桜をうたっている歌
は？】

・いにしへの奈良の都の八重桜 け
ふ九重にほひぬるかな
(伊勢大輔)
いせのたいふ

・もろともにあはれと思へ山桜 花
よりほかに知る人もなし
(前大僧正行尊)
まへだそうじょうけん

などがあります。日本では、古く
から桜の花が愛されてきたことが分
かります。



岩倉桜まつりへお出かけください!

●とき 4月1日(金)~10日(日)



▲夜桜ライトアップ(昭和橋~彦太橋)

4月1日(金)~10日(日)午後6時~午後9時



▲のんびり洗い(豊国橋北)

★4月2日(土)・3日(日)午前10時30分~、
午後0時30分~、午後2時30分~

★4月1日(金)・4日(月)~10日(日)午前11時~
※天候により中止になることがあります。



▲岩倉街道山車巡行とからくり実演(くすのきの家)

・セレモニー・からくり実演 4月2日(土)午前11時~
その後、五条川河畔でからくり実演が行われます。
※雨天の場合は3日(日)に順延します。

その他、さまざまなイベントがあります。詳しくは、商工農政課商工観光グループ (☎38-5812)
または、岩倉市商工会 (☎66-3400) まで。

※表紙の写真と夜桜の写真は広報モニター山田幸哉さん提供

目次

特集

桜 ～岩倉の誇り～ 2



市の花／つつじ

市政通信

6

- ・平成28年度施政方針（要旨）……………6
- ・『生まれる前からの「い～わ子育て」応援事業』～妊娠中から子育てを応援します～……………12
- ・「広報いわくら」市民アンケートの結果についてお知らせします……………13
- ・平成28年5月から広報いわくらは月1回発行になります……………14
- ・岩倉東部地域包括支援センターを開設します……………14
- ・4月1日金から地域交流センター「ポプラの家」に生まれかわります……………14
- ・年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）をお知らせします……………14
- ・ご存じですか？「障害者差別解消法」……………15
- ・入院時食事代が4月から変わります……………15
- ・「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました……………16
- ・～平成28年4月1日スタート～ 感震ブレイカーの設置について補助を行います……………17
- ・国民健康保険ご加入の皆さんへ……………18
- ・後期高齢者医療保険ご加入の皆さんへ……………20
- ・キャッシュカード1枚で口座振替手続きができます……………21

情報コーナー

- イベント……………32
- 募集……………35
- 健康……………40
- お知らせ……………40

- ・4月1日から下水道が使用できる区域が広がります……………22
- ・岩倉市制45周年記念「真打ち競演」公開録音を実施します……………24
- ・岩倉市の障害者福祉サービスをお知らせします……………25
- ・岩倉市の高齢者福祉をお知らせします……………28

健康講座……………29

い～わくんの協働のまちづくりコーナー……………30

～「かわらばん」を読んでみよう～……………31

高齢者すこやかだより……………31

各種相談一覧……………51

Hello Dustin……………52

Departamento de Informações……………52

簡単！！旬の美味しい野菜レシピ（春の野菜編）……………53

頭の体操（クロスワードパズル）……………53

フォトニュース……………54

4月のカレンダー……………55

い～わくんの岩倉じまんッ！
今月は地元産酒米で作られるお酒
「夢吟香（ゆめぎんが）」……………56

●岩倉市はっと情報メールにご登録ください！

防災や防犯、イベントなどさまざまな情報をお届けします。
【空メールアドレス】
t-iwakura@sg-m.jp



●無料アプリ「i広報紙」で広報いわくらを読むことができます！

http://www.zaigenkakuho.com/ikouhoushi/から「i広報紙」をインストールしてご利用ください

い～わくん情報をCheck!!



い～わくん フェイスブック

検索



い～わくん ツイッター

検索



観光情報はこちらをCheck!!

さくらいふ いわくらし

検索

岩倉市は

- ・交通安全都市宣言（昭和37年1月27日）
- ・核兵器廃絶平和都市宣言（平成7年12月20日）
- ・安全・安心なまち宣言（平成16年12月6日）
- ・環境都市宣言（平成25年3月28日）

のまちです。

小さなまちから大きな夢を
岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和（家族仲間の和を願って）
育てよう 心 からだ みんなの健康（市民一人一人の幸せを願って）
高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし（生活の質の向上を願って）
守ろう 自然 環境 みんなの地球（かけがえのない地球の存続を願って）
つくろう 人 まち みんなの未来（豊かな社会の実現を願って）

平成28年度施政方針(要旨)

秘書企画課企画政策グループ (☎38・5805)



はじめに

平成28年第1回岩倉市議会定例会の開会にあたりまして、私の市政運営に対する基本方針を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

21世紀も既に、15年の時が経過し、全世界の情報が、瞬時に得られるようになり、情報化、技術革新

は、想像をはるかに超えるスピードで進化しています。

一方で、自然環境については、地球温暖化が原因の一つとされる局地的な異常気象、猛暑など、毎年のように、観測史上最高の記録、最悪の被害という言葉を目にします。また、人の心でつくり出す平和は、世界的に見るとほど遠く、各地での紛争など、不安が増大しているようにも感じられます。

わが国の経済は、原油価格の下落などで、株式市場が混乱する中、日銀は、デフレ解消の達成時期を先送りとし、企業活動の活性化による賃上げ、景気的好循環を期待するためにマイナス金利政策を実行しました。住宅ローン金利の引き下げにより市民が恩恵を受ける一方で、預金金利は引き下げられ、取引手数料の値上げなど、先行き不安による消費の沈静化も懸念されます。

このような社会状況の中、私は、「子育て世代住みたいまちNO.1」をマニフェストのキャッチフレーズに掲げ、市民の皆様信任をいただき、2期目の岩倉市長に就任してから、既に3年が経過しました。平成28年は、2期目の仕上げの年となります。先輩諸賢のためまぬ努力によって築かれ、引き継いでまいりました貴重な財産を大切にしながら、これまで以上に、公平公正に事業を押し進めてまいりたいと決意を新たにしています。

岩倉市は、本年12月1日に市制45周年を迎えます。この節目の年の記念事業としては、市制40周年以降の市の事業、自然、文化、都市景観の記念映像を作成します。また、5周年ごとに実施しておりますNHKのラジオ公開放送番組も招致します。

その他、各種事業も45周年記念として、工夫をして行うことにより、郷土への愛着を高め、岩倉市の知名度向上を図ってまいりたいと考えています。

平成28年度の国の一般会計予算案は、「一億総活躍社会」の実現に向けて子育て支援や介護サービスの拡充などを盛り込み、前年度当初比0・4割増の96兆7千218億円と過去最大となっています。このうち、社会保障関係費は、高齢化を要因に1・4割、4千412億円増の31兆9千738億円となっています。歳入では、税収が、好調な企業業績などを受けて、5・6割、3兆円余り増の57兆6千40億円と高い水準となっています。一方、新たな借金となる国債の新規発行額は、2兆円余り少ない34兆4千320億円ですが、歳入全体の3分の1以上を国債に依存する厳しい財政状況となっています。

岩倉市でも高齢化の進展により、医療、福祉、介護などの社会保障事業費が確実に増加しており、今後とも増加していくと思われます。また、大規模事業では、継続事業である北島藤島線街路改良事業、新学校給食センター建設事業、桜通線街路改良事業、天保橋架け替え事業のほか、

新たに学校施設改修工事などの影響により経費が増加しています。さらに、小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の更新などに伴う起債の償還、昭和40、50年代の人口増加に伴って建設した市内公共施設などの改修、更新に係る経費も増加していくことが見込まれます。

平成27年度は、予定されていた新学校給食センターの国庫支出金が不交付となったこと、平成15年度をピークに減少させてきた市債残高が、増加に転じること、基金残高の減少など財政運営は非常に厳しい状況にあります。今後は、財源不足を起債の充当率を引き上げて補うなどの対応により市債残高の増加が見込まれます。

岩倉市予算の概要

平成28年度一般会計予算案の総額は、155億9千万円で前年度当初予算比6・2割増となりました。5つの特別会計の合計は、0・8割増の合計104億3千759万6千円となり、水道事業会計を含め全会計では、4・6割増の271億9千118万5千円となりました。

一般会計予算におきましては、学校給食費特別会計を一般会計へ統合

したことで1億9千万円増となったことにより、平成12年度の市役所庁舎建設時を超え、過去最大の予算となっております。なお、大きな予算を配分した事業は、新学校給食センター建設事業、北島藤島線街路改良事業の跨線橋工事、災害対応特殊はしご付消防自動車購入事業、さらに、生活保護費、障害者自立支援費、介護保険や国民健康保険繰出金などの社会保障関係経費であります。

歳入につきましては、市税では、税制改正などにより法人市民税が減収となるものの、土地家屋の新増築などによる固定資産税、都市計画税の増加により、2・6割増の63億7千329万6千円を見込みました。地方消費税交付金は、実績を勘案し2・9割増の7億円、地方交付税は、近年の交付実績を勘案し、3・4割増の15億円としました。

市債は、継続事業である新学校給食センター建設事業、北島藤島線街路改良事業の跨線橋工事などのほか、新規事業で災害対応特殊はしご付消防自動車の購入や岩倉北小学校北館給排水・衛生設備等改修工事などの影響により42・4割増の18億340万円としました。

施策について

それでは、平成28年度に取り組む主要な事業と主な新規事業などについて、第4次岩倉市総合計画の基本目標の順にご説明申し上げます。

「安心していきいきと暮らせるまち（健康・福祉）」

心と身体がともに健康で、互いに支え合い、生きがいを感じて地域で安心して暮らすことのできる社会環境づくりを進めます。

1 健康・社会保障

健康づくりでは、運動習慣の確立を目的に始めました、いわゆる健康マイレージ事業も、市民の中に広く浸透してきています。身近なところで、手軽に健康づくりができるよう事業を充実してまいります。

健康管理では、集団検診に加えて、個別検診によるがん検診を拡大します。また、歯周病に見られる出血の反応を測定し、定期的な歯科健康診査受診、歯間清掃器具の使用などの健康行動につなげていくような事業に取り組みます。さらに、国民健康保険では、人間ドック受診者への助成制度を創設します。

2 市民福祉

高齢者福祉、介護保険では、平成28年4月に高齢者の増加に伴う相談や支援に対応していくため、市内2カ所目の地域包括支援センターを設置します。医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供されるよう地域包括ケアシステムの構築が求められており、その中核となる地域包括支援センターの強化を図ります。また、市内で2カ所目の特別養護老人ホームも予定しており開設の運びとなりました。

障害者福祉では、障害のある人に関わる施策の基本的事項を定める障害者計画とサービス量と供給の体制確保のための障害福祉計画を策定するために実態調査を実施します。

また、行政が市民と共に、地域の生活課題を明らかにし、解決していく体制を整備することを目的として策定、実行してきました地域福祉計画は、これまでの取組の検証、現状と課題把握のためアンケートや地区懇談会を実施して、第2期計画の策定を進めてまいります。

子育て支援では、施設整備補助金を交付してきました地域型保育事業である小規模保育事業所が、岩倉駅東の賃貸ビルに開設します。平成27年度に開設しました認定こども園3



園、私立保育園1園に対する施設型給付と同様に、この小規模保育事業所の運営にあたって地域型保育給付を行い、子育て環境の充実に努めます。また、この小規模保育事業所に併設する形で、保育園送迎ステーションを設置し、保育士の付き添いで、昼間を過ごす保育園などへ送迎をする事業を県内では初めて開始します。安全を最優先に安心して保護者が働きに行くことができるよう運営してまいります。



▲送迎に利用する「くるくるい〜わ号」

一時保育では、市外の幼稚園を利用する園児の預かり保育の実施について、在籍園と委託契約し、利用を可能にしていきます。

児童福祉では、平成27年12月で、廃止となりました北島児童遊園を、

新たな場所に整備するよう設計などに着手しました。平成28年度中の完成に向けて、整備工事を実施します。妊娠期から子育て期の切れ目のない相談支援事業では、これまでの取組をさらに充実するために、新たに助産師を雇用し、新生児訪問や妊婦メール相談も開始するなど体制の整備を図ります。

放課後児童クラブでは、岩倉南小学校、岩倉東小学校内に放課後児童クラブ室を整備しています。今後も国の放課後子ども総合プランに基づき全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を実施する方策を検討していきます。

「自然と調和した安全でうるおいのあるまち（環境・防災防犯）」

自然環境への配慮を進め、地域の防災・防犯力を強化することで、自然と調和し、安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

1 公園・緑地

公園整備では、石仏公園整備事業は、国庫補助事業として、用地測量、物件調査、土地評価を行ない、用地買収を始めていきます。

2 環境保全

廃棄物・リサイクルでは、小牧岩倉エコルセンターのガス化溶融炉は、順調に稼動しており、第2期工事として、附帯施設の建設や旧施設の解体工事を実施していきます。また、清掃事務所1階のe・ライフプラザや日曜資源回収の利用者が増加しており、ごみ減量に取り組む市民の皆様の意識の向上を実感しています。これからも市民の皆様、区役員や環境委員の皆様との協働により、ごみ排出量の抑制、資源化率の向上に配慮した生活様式の啓発を図ってまいります。

3 防災・防犯

防災対策では、平成27年の関東・東北豪雨の堤防決壊で、その予測の難しさを感じました。広域的な予報と岩倉市に特化した短期集中豪雨の発生予想などの気象情報の提供を受けるようにして、迅速な初動体制に役立ててまいります。

現在、地震対策基礎調査を実施しており、3月末に報告会を計画していますが、この調査、報告を受けて、地震発生前、発生時、発生後、それぞれの対策について、検討し、実施してまいります。

平成27年度は、市の総合防災訓練会場でなかった4つの小学校において、

でも、地元在住の市民の皆様と市職員とで、合同の参加型訓練を実施しました。これからも実践型訓練を取り入れて、繰り返し行っていくことが肝要であると考えています。



▲岩倉南小学校で行われた参加型訓練

また、地震発生後の火災を防止するために設置する感震ブレーカーを取り付ける家庭への補助を創設します。

災害発生後の福祉避難所は、市内福祉施設と協定を締結していますが、引き続き、必要となる食料、毛布、調理備品などを南海トラフ地震等対策事業費補助金を活用し常備していきます。

防犯対策では、市が設置する岩倉駅周辺の自転車駐車場に固定式防犯カメラを設置してまいります。

浸水対策では、下水道雨水整備計画に基づく地下貯留施設の整備を着実に進めてきておりますが、大矢公園での詳細設計、五条川小学校の事業認定申請を行い、浸水被害の緩和を進めてまいります。

消防・救急では、4市2一部事務組合で共同運用する消防通信指令事務は、小牧市の消防指令センターに高機能指令設備、デジタル消防救急無線設備の整備を完了しています。4月からの消防通信指令事務の運用開始に万全を期すよう努めてまいります。

さらに、高層建物での消火、救助活動や緊急消防援助隊として出動する支援車として、災害対応特殊はしご付消防自動車を更新します。

また、高度な救急需要に適切に対応するため、救急救命士を養成します。これまで、市の公共施設内に配置してきました、AEDをいつでも使えるように、一部を屋外設置とするほか、市内22か所、全てのコンビニエンスストアにもAEDを設置するよう働きかけます。

「豊かな心を育み人が輝くまち（生涯学習・教育）」

学校、社会で学び合い、スポーツ

や文化芸術活動を楽しむことで、豊かな心を育み、社会貢献につなげることができるよう環境づくりを進めます。

1 生涯学習の推進

市民の教育・学習活動、文化・スポーツ活動などを支援するため、教育の全分野を対象とし、教育振興基本計画の策定に取り組んでいます。平成27年度には、現状と課題の整理、市民アンケートや関係団体へのヒアリングを実施しました。その結果を分析し、平成28年度に、分野別の部会での検討をして、今後の施策、目標を示した計画を策定します。

文化財関係では、埋蔵文化財の保護、調整、文化財資料整理、文化財関係事業の実施・企画を充実させていくため、専門知識を有する文化財指導員を配置します。

文化事業では、第31回国民文化祭が、愛知県で開催されます。この事業趣旨に賛同し、岩倉市でも助成金を受け、例年、好評を得ていますセントラル愛知交響楽団の岩倉ポップスコンサートを子どもたちによる合唱や岩倉市ジュニアオーケストラとの共演でのコンサートとして実施します。

スポーツでは、本年は、オリンピック・パラリンピックイヤーであり、

大いに盛り上がりを見せることと思えます。総合体育文化センターのトレーニング室の機器更新、各種スポーツ教室など、市民の運動する機会の充実を図ります。

2 学校教育

学校教育では、全小中学校で、人の心の動きを想像し、人を思いやり、力を合わせていこうとする意欲を高めるために、文化芸術に触れたり、体験したり、文化的な環境を創っていく豊かな感性を育む教育推進事業に取り組みます。また、岩倉市の全教職員で構成する研究会を設置して、これまでも取り組んできた人権教育の充実を図ります。

教育施設の整備につきましては、岩倉北小学校北館の給排水設備・衛生設備、曾野小学校のプールサイド、岩倉東小学校の給食用リフトなど、施設や設備の適切な改修に努めます。新学校給食センターの整備は、学校給食衛生管理基準に適合した安全な施設とすることを第一に、計画、設計、建設工事を進め、いよいよ最終段階にきています。食育の実践場所として、児童生徒に給食を作る工程を見学できるような役割にも配慮をし、外観も愛着を持ってもらうようなデザイン、愛称を「ゆめミール」としました。平成28年9月の給食提

供時から、調理、配送、施設及び設備の管理などを業務委託することとしており、その準備を着実に進めてまいります。



▲ 9月に調理を開始する新学校給食センター

「快適で利便性の高い魅力あるまち（都市基盤）」

良好な都市基盤、公共交通網が整備され、誰もが快適さや安全・安心な生活を実感しながら暮らせるまちづくりを進めます。

1 交通対策

公共交通事業では、鉄道、バス、タクシー、デマンド型乗合タクシーといった各主体が、これまでと同様に安全な運行を続け、岩倉市の最大の魅力である交通の利便性を高められるよう各事業者と協働で取り組んでまいります。



交通環境対策では、新たに旭跨線橋の下に岩倉駅利用者の自転車駐車場を増設します。

大山寺駅周辺の自転車駐車場も区画線などの再整備を実施します。

2 道路・市街地整備

道路整備では、北島藤島線街路改良事業は、線路を跨ぐ橋梁上部工事を施工しています。平成28年度末の供用開始を目指して、安全第一に進めていきます。



▲北島藤島線街路改良事業

五条川に架かる天保橋の建設事業は、北名古屋市と共同で平成29年度の完成を目指して、工事を進めています。この完成後には、岩倉西春線の交通量の増加が見えるため、道路改良工事のための用地調査、道路詳細設計を実施します。

桜通線街路改良事業は、岩倉駅東の広場から岩倉街道までを第1工区として、整備に向けて用地取得、物件移転補償を進めていきます。

岩倉市を訪れる人の多くが利用する岩倉駅周辺対策では、駅東広場内

に公衆便所を新設します。その完成後に、老朽化が進んでいる駅西公衆便所を建て替えます。

用排水路では、引き続き、土地改良施設の交付金を充当し、新堀用排水路補修工事を実施します。また、橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、小牧市から2分の1の負担金を受けて、待合橋補修工事を実施します。

3 下水道・上水道

下水道事業では、多額の費用を投入しますが、快適で住みよい生活環境を子どもたちへ残すことのできる財産投資であり、計画的に整備を実施し、供用開始区域を増やしていきます。

上水道では、地震発生時でも水道水の供給を確保するために、基幹管路の耐震化を引き続き進めていきます。また、老朽管対策も計画的に進めていますが、平成29年度を初年度とする第4期配水管整備事業計画を策定します。

「地域資源を生かした活力あふれるまち（産業）」

活発な産業経済活動、観光や交流の促進で、人や物が交流する賑わい空間が生まれる活力あふれるまちづくりを進めます。

くりを進めます。

1 工業・商業

産業振興では、地域産業活性化支援事業として、引き続き、商工会と連携し、中小企業・小規模事業者活性化行動計画の策定に向けた取組を行います。また、事業所支援・相談業務は、経営実践塾の開催、要望の多かった個別経営相談会の回数を増やして実施します。さらにビジネスサポートセンターを商工会内に設置するなど、商工業の活性化を図る取組を支援していきます。



▲経営実践塾の様子

2 観光・交流

観光では、いわくら観光振興会に委託して市役所に開設した観光情報ステーションは、市のマスコットキャラクター「い〜わくん」とともに、宣伝効果を発揮してきています。各種のまつりやイベントを充実させ、観光まちづくり事業を推進していきます。

なお、若い世代の人たちに集ってもらい、新たな冬のイベントなど

を検討していただく、若者政策ワーキングを岩倉青年会議所とともに実施します。

五条川では、市内の全防犯灯のLED化に続き、尾北自然歩道の街路灯を水銀灯からLEDに切り替えます。自然環境への配慮とともに、リース契約とすることで、維持費の節減に大きな効果を見込むことができます。岩倉市の最大の観光資源である五条川の桜は、適正な剪定作業を実施し、市民団体の皆様と協働で、その保存に努めていきます。

また、これまで以上に、岩倉市の魅力を市内外に発信するため、シテイプロモーション事業に取り組みます。市民や近隣市町住民のイメージ調査など、多角的な調査、分析により、岩倉市ブランドを確立し、印象的なキャッチフレーズ、ロゴなどを作成し発信していきます。

「市民とともに歩む ひらかれたまち（協働・行財政運営）」

協働のまちづくりを推進し、将来の世代に過重な負担を課すことなく、誰もがまちづくりに積極的に参加することができる環境を整備するとともに、開かれた行政経営を推進します。

1 市民協働・地域コミュニティ

市民協働では、今議会に岩倉市市民参加条例の制定を提案しています。市民参加の手続き、方法、その公表など市民参加および協働についての基本的な事項を定めることにより、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりを推進することを目的としていくものです。

行政区運営につきましては、平成27年度から協働推進課で所管し、各区の役員会と意見交換を実施してきました。各区の要望などの進捗状況は、明確に文章で、区長会でお示しするなど改めてまいりました。今後也同样に信頼性を高められるようにしてまいりたいと考えています。また、区が行う事業への財政的な支援については、区育成補助金の充実を図ります。

2 行財政運営・平和行政

平和行政では、戦後70年を迎えた平成27年度は、平和ポスター募集、展示、戦争体験を語る講演、戦争資料展を開催し、被爆樹木の苗木を植樹しました。はじめに申しましたが、世界平和にはほど遠く、平和の大切さを次世代に伝えていくための事業実施に努めます。

広報広聴では、広報いわくらは、

1日号と15日号と掲載情報の差別化を図ってまいりました結果、情報量に大きな差が生じてきています。そのため5月より、月1回の発行とします。そのことにより、記事の内容や特集を充実させてまいります。また、ホームページは、スマートフォンへの対応など、誰にでも使いやすく、シティブロモーションを意識して、更新します。

行財政運営では、平成28年度を初年度とする行政改革の指針となる第2期行政経営プランを定め、計画的に推進します。また、広域で、情報提供を行い、相互交流を図るため、小牧市・大口町・扶桑町・豊山町とその市民活動団体とで、企画・運営する2市3町協働まちづくりイベントを開催します。

財政経営に大きな影響を及ぼす、公共施設、公共インフラの老朽化は、人口減少や人口構造の変化により、社会問題化しています。公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定し、公共施設再配置計画の策定に着手いたします。施設の統合複合化、場合によっては廃止すること、1つの自治体でフルセットでなく、近隣市町と役割を分担することも考えなくてはなりません。

また、財政運営の健全化に資する

ため、新しい地方公会計制度や公共下水道事業の地方公営企業適用への対応も進めてまいります。

人事マネジメントでは、地方公務員法の改正に伴い、目標管理制度と管理職で実施していましたが能力評価を統合した人事評価システムを導入します。また、職員教育の一環として、愛知県への実務研修生2人、宮城県岩沼市、広域滞納整理機構に各1人、職員派遣を継続します。そして、現在は、消防署で実施しています近隣市町との職員の相互派遣を事務職においても実施に向けて調整します。

以上、平成28年度における市政運営の基本方針について、所信を申し述べさせていただきます。

結び

地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服する目的で、都道府県、市町村にも総合戦略を策定していくことが要請されました。本市においても、その策定の仕上げ作業が最終段階になっています。なお、平成27年度の国の補正予算では、地方創生の本格展開に向けた地方創生加速化交付金が創設されました。この交付金の趣旨に沿い、

岩倉市としても交付金を受けて事業を実施するため、実施計画書を提出しています。

平成27年国勢調査の速報値ではありますが、幸いにも岩倉市の人口は、平成22年と比べて、増加する結果となりました。また、住民異動の状況でも自然増、社会増が続いています。しかし、数年後には、人口構造から減少に転じることは否定できず、下げ止まらせることに力を入れなければなりません。そのために、雇用、定住、結婚、出産、子育て、地域の魅力をキーワードに総合戦略を定め、実行してまいります。

これに先立ち、市の最上位計画であります第4次岩倉市総合計画の間見直しは、先の12月議会でも決いただきました。基本計画で定めた施策の事業方針となる実施計画を策定し、まさに、市民、議会、行政と三位一体で、推進してまいります。これからも、市民の皆様の生活を守るという、市長としての強い使命感を持ち、健康で明るい緑の文化都市、岩倉市の市政運営に全力を尽くします。

市民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。施政方針説明とさせていただきます。





『生まれる前からの「い〜わ子育て」応援事業』 ～妊娠中から子育てを応援します～

健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37 - 3511）

子育ては、子どもがお腹にいるときから始まっています。

『生まれる前からの「い〜わ子育て」応援事業』では、妊娠
期から子育て期のすべての親子を対象とし、地域で安心して
出産・育児ができるように保健師と助産師が応援します。



●妊娠中の支援

・地区担当保健師・助産師の紹介

妊娠届出時に紹介します。気軽にご相談ください。

・妊婦さんと産婦さんの交流

「妊婦さんと赤ちゃん(0～3か月)のお母さんの教室」

(プレママと産後ママの交流会)

みなさんで交流ができる教室です。

ツインズ交流会

双胎等の妊婦さんや双児等を持つ親の交流の場です。

・マタニティーほっとライン(妊婦メール相談)

◀ Eメールアドレス：ninpousoudan@city.iwakura.lg.jp

4月から「マタニティーほっとライン(妊婦メール相談)」をはじめます。

お腹にいる赤ちゃんがすこやかに育ち、無事に出産をむかえるための相談窓口です。

最下部の注意事項をご覧ください。

●おめでとうコール(出産後の電話相談支援)

出産後のお母さんに助産師や保健師から電話をさせていただきます。健康や育児に関する相談を
お受けします。



●育児支援訪問(新生児・乳児訪問指導)

出産後、助産師や保健師がご家庭を訪問して健康や育児についての相談をお受けします。

保健センターでは、妊娠期から子育て期を対象とした教室を行っています。詳しくは、広報いわくら3月15日号
に掲載した「平成28年度保健事業日程(保健センター)」をご覧ください。保健センターの電話相談(☎66-7300)
もご利用ください。

※メール相談をされる人は、以下の内容にご賛同いただいたうえでご利用ください。

- ・緊急を要する場合や生命に関わる相談、医学的な判断を要する相談は、直接医療機関にご相談ください。
- ・メール相談は24時間受け付けていますが、回答の返信は2～3日後となります。また、相談の内容などによってはそれ以上時間を要します。特に祝日が続く場合や年末年始は、回答が遅れる場合があります。
- ・相談にふさわしくない内容のメールは回答を控えさせていただきます。
- ・迷惑メール対策の設定をされている場合は、メール相談からの回答メールを受信できるように設定してください。
- ・回答をお急ぎの人は、保健センターの電話相談(☎66-7300) 月～金曜日(祝日除く)午前9時～正午、午後1時～4時または、女性の健康何でも相談(愛知県助産師会 ☎090-1412-1138) 月～土曜日(年末年始・お盆・祝日除く午後1時30分～4時30分)をご利用ください。



「広報いわくら」市民アンケートの結果についてお知らせします

協働推進課広報情報グループ（☎38-5802）

ご協力ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。

- **調査の概要** リニューアル後（平成27年10月1日号以降）の広報いわくらについて
- **調査の趣旨** 1人でも多くの市民の皆さんに読んでもらえる広報いわくらを発行するため
- **調査対象** 広報いわくらの読者
- **調査期間** 平成28年1月15日から平成28年1月31日まで
- **調査方法** 郵送（アンケート用紙は「広報いわくら」平成28年1月15日号、5、6ページに掲載）、インターネット
- **回収数** 220（内訳：郵送 215、インターネット 5）
- **回収率** 1.02%（広報紙配達数 21,372冊）

1 回答者について（単位：人）※1～4の（）内は回答者の割合について、小数点第2以下切捨

性別 男 73 (33.1%) 女 141 (64.0%) 未回答 6 (2.7%)
年代 10代以下 1 (0.4%) 20代 4 (1.8%) 30代 18 (8.1%) 40代 28 (12.7%)
 50代 25 (11.3%) 60代 58 (26.3%) 70代以上 83 (37.7%) 未回答 3 (1.3%)

2 読む頻度について（単位：人）

読む頻度 毎号読む 194 (88.1%) たまに読む 20 (9.0%) ほとんど読まない 3 (1.3%) 未回答 3 (1.3%)

（たまに読む、ほとんど読まないと回答した人が平成28年1月15日号を読んだ理由）

調べたいこと、確認したいことがあった 11 (47.8%) 表紙を見て興味を持った 1 (4.3%) その他 8 (34.7%) 未回答 3 (13.0%)

3 リニューアル後の広報紙について（単位：人）

記事内容	レイアウト	記事の見つけやすさ	情報量
分かりやすくなった 93(42.2%)	見やすくなった 92(41.8%)	見つけやすくなった 87(39.5%)	多い 31(14.0%)
分かりにくくなった 39(17.7%)	見にくくなった 46(20.9%)	見つけにくくなった 42(19.0%)	少ない 62(28.1%)
どちらともいえない 82(37.2%)	どちらともいえない 75(34.0%)	どちらともいえない 84(38.1%)	ちょうどよい 114(51.8%)
未回答 6(2.7%)	未回答 7(3.1%)	未回答 7(3.1%)	未回答 13(5.9%)

4 各コーナーの読む頻度について（単位：人）

	よく読む	たまに読む	読まない	未回答
特集	154(70.0%)	52(23.6%)	5(2.2%)	9(4.0%)
市政通信	125(56.8%)	76(34.5%)	12(5.4%)	7(3.1%)
情報コーナー	172(78.1%)	38(17.2%)	3(1.3%)	7(3.1%)
簡単！！ 旬の美味しい野菜レシピ	76(34.5%)	92(41.8%)	45(20.4%)	7(3.1%)
頭の体操♪ クロスワードパズル	63(28.6%)	77(35.0%)	73(33.1%)	7(3.1%)
フォトニュース	97(44.0%)	91(41.3%)	19(8.6%)	13(5.9%)
カレンダー	138(62.7%)	55(25.0%)	18(8.1%)	9(4.0%)
い～わくんの岩倉じまんッ！	74(33.6%)	113(51.3%)	25(11.3%)	8(3.6%)
ふれあいファミリー	69(31.3%)	97(44.0%)	46(20.9%)	8(3.6%)

5 興味のあるジャンル・特集で取り上げてほしい内容について

興味のあるジャンル	回答数	特集で取り上げてほしい内容	回答数
イベント	150(68.1%)	団体や人の紹介	38(17.2%)
子育て	32(14.5%)	郷土の偉人・歴史の紹介	69(31.3%)
教育	39(17.7%)	市の事業・制度の紹介	137(62.2%)
健康	123(55.9%)	産業	32(14.5%)
ごみ	93(42.2%)	まつり・イベント	118(53.6%)
環境	66(30.0%)	その他	11(5.0%)
福祉	84(38.1%)	未回答	23(10.4%)
防災防犯	73(33.1%)		
手続き	94(42.7%)		
文化・学習	88(40.0%)		
スポーツ	43(19.5%)		
その他	7(3.1%)		
未回答	9(4.0%)		

※5の（）内は一人あたりの回答率

6 その他（自由意見等）

主な意見

- ・月1回の発行でよい。
- ・縦書き、横書きが混在しており読みづらい。
- ・パンチ穴を開けておいてほしい。
- ・記事を詰め込みすぎ。
- ・文字が小さい。
- ・見出しがわかりやすくなってよかった。
- ・特集記事がとても楽しみ。など



平成28年5月から広報いわくらは月1回発行になります

協働推進課広報情報グループ（☎38・5802）

平成27年10月1日号から広報いわくらのリニューアルを行い、1日号を「手にとって見てもらえる広報紙」、15日号を「お知らせ版」として発行してきましたが、15日号の内容について1日号への集約が進み、情報量に大きな差が出るようになっていました。

このことから、広報いわくらの発行回数を平成28年5月から月1回発

行に変更することになりました。

発行回数を変更した後も、掲載内容や紙面構成などを工夫しながら、ホームページや岩倉市ほっと情報メールなどを活用し、市民の皆さんに必要な情報をお届けしていきますので、よろしく願います。

●発行日 毎月1日

●変更時期 平成28年5月号より

岩倉東部地域包括支援センターを開設します

長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）

南部中学校区を担当区域とする「岩倉東部地域包括支援センター」が4月1日（金）に開設します。

●開設日時 月々金曜日 午前9時～午後5時30分（祝日と12月29日、1月3日を除く）

岩倉東部地域包括支援センターでは、高齢者の介護や、ひとり暮らしをされている高齢者などの生活に関する困りごとに、保健・福祉の専門職が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

●ところ 東新町南江向24・5（地域交流センターポプラの家内）☎96・6553、FAX 96・6583



4月1日（金）から地域交流センター「ポプラの家」に生まれかわります

第五児童館（☎66・0817）

岩倉団地内にある第五児童館に地域交流センターの機能を追加して新しくポプラの家となります。

●開館日・時間
○月曜日・水曜日・日曜日は 午前9時から午後9時30分までです。

ポプラの家は、幼児から高齢者まで、誰もが利用でき、人と人がふれあい、交流することを目的とした施設です。このため開館時間も延長
○火曜日はポプラの家は休館となりますが、第五児童館として午前9時30分から午後6時まで開館します。

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）をお知らせします

岩倉市臨時福祉給付金コールセンター（☎66・8861）

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の支えにも資するよう、低所得の高齢者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

です。

※ご自身を扶養している人が課税された場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。

※収入がなくても申告がされていない人は対象となりません。税務課で申告をしてください。

●支給対象者 平成27年1月1日に岩倉市に住民登録があり、平成27年度市民税（均等割）について課税がされていない人のうち、平成28年度中に65歳以上となる人（昭和27年4月1日以前に生まれた人）が対象

●支給額 支給対象者1人につき3万円です。

●申請書受付 対象となる可能性のある世帯には5月上旬以降案内書が送付されますので、同封の返信用封筒で申請書を返送してください。



「ご存じですか?」障害者差別解消法

福祉課障がい福祉グループ (☎38・5809)

すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が平成28年4月から始まります。

障害を理由とする差別には、障害のある人への「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」があります。

※「不当な差別的取り扱い」とは：正当な理由がないのに、障害があるというだけでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすること。

(例)

・「障害がある」という理由だけでスポーツクラブに入れない。

・車いすだからといってお店に入れない。

※「合理的配慮をしないこと」とは：障害のある人が何らかの配慮を求めても社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行わないこと。

(例)

・聴覚障害のある人に声だけで話す。
・視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない。

この法律は、行政機関や事業者を対象としています。差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務です。一人ひとりが障害について理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

●合理的配慮 (例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



入院時食事代が4月から変わります

届出・問合せ 市民窓口課保険医療グループ (☎38・5807)

入院したときには診療や薬に係る費用とは別に、入院時食事代として下記の標準負担額を自己負担します。

このうち住民税課税世帯の負担額が360円に変更になります。

なお、住民税課税世帯のうち①②の人については変更ありません。

①指定難病、小児慢性特定疾病の人

②平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病床に入院している人

【入院時食事代の標準負担額 (1食あたり)】

住民税課税世帯		260円 ⇒ 360円
★住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
低所得Ⅰ		100円

★住民税非課税世帯の人は、医療機関に『限度額適用・標準負担額減額認定証』または『標準負担額減額認定証』の提示が必要となりますので、市民窓口課の窓口で申請してください。



「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました

秘書企画課企画政策グループ（☎38-5805）

岩倉市では、「地方創生」に取り組んでいくにあたり、本市の人口動向を分析したうえで、将来展望を示し、5年間の目標、施策の基本的方向性や具体的な取組を示していく岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。全ての内容は、市ホームページ（アドレス裏表紙参照）で確認できます。

●岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略

●人口ビジョン（第1部）

人口ビジョンは、国の長期ビジョンの趣旨を踏まえ、本市における人口の現状分析を行い、人口に関する市民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計の結果では、2040（平成52）年に市の人口は39,184人となりますが、合計特殊出生率を緩やかに上昇させ、転入を増やすことにより2040（平成52）年で43,000人程度の人口をめざすこととしました。

●総合戦略（第2部）

総合戦略は、岩倉市における最上位の計画である第4次岩倉市総合計画との整合性を図りつつ、戦略的に取り組んでいくための計画です。2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までを対象とし、以下の4つの基本目標を定め数値目標とKPI（重要業績評価指標）を設定し毎年検証を行いながら取り組んでいきます。

基本目標	施策	主な事業
基本目標① しごとをつくり、安心して働けるようにする	施策1：中小企業・小規模事業者の振興支援 施策2：創業支援・事業承継の支援 施策3：新たな企業の誘致 施策4：優秀な労働力の持続的な確保	・中小企業・小規模事業者活性化行動計画の策定および推進 ・地域産業活性化支援事業 ・創業支援事業計画の策定および推進 ・就職フェア開催事業
基本目標② 新しい人の流れをつくる	施策1：若い世代の移住・定住の促進 施策2：観光交流の推進による交流人口の拡大	・若い世代をターゲットにしたシティプロモーション戦略の策定および推進 ・空き家等利活用推進事業 ・観光振興事業
基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	施策1：若者・女性の就労支援 施策2：結婚・出産支援 施策3：子育て支援 施策4：特色ある教育の推進	・保健師・助産師による妊娠期から子育て期の切れ目ない相談支援事業 ・保育園送迎ステーション整備・運営事業 ・教育振興基本計画の策定
基本目標④ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る	施策1：健康寿命の延伸 施策2：防災・防犯対策の充実 施策3：持続可能なまちづくりの推進	・健康づくり事業 ・地域包括支援センター設置事業 ・防災対策推進事業 ・公共施設等の適切な維持管理



～平成28年4月1日スタート～ 感震ブレーカーの設置について補助を行います 危機管理課危機管理グループ（☎38-5831）

○感震ブレーカーとは？

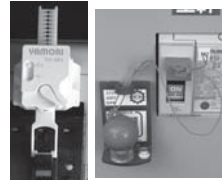
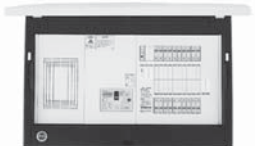
設定以上の揺れを感知した場合に、自動的にブレーカーを落として電気の供給を遮断します。大規模地震時の電気火災を防ぐのに有効であるとされています。

○補助の目的

愛知県が発表した「南海トラフ地震」が発生した場合の被害想定では、岩倉市における火災による家屋の焼失は、最悪のケースで約200棟とされています。

木造建築物は延焼可能性が高いことから、感震ブレーカーの設置について補助をすることで、大規模地震時の火災発生を抑えることを目的としています。

○補助の内容

補助対象者	市内の自ら所有または、居住する木造住宅に感震ブレーカーを設置する個人			市内で木造住宅を新築または、木造住宅を改築する際に感震ブレーカーを設置する個人
補助対象製品	分電盤タイプ(内蔵型)  価格：5～8万円	分電盤タイプ(増設型)  価格：約2万円	簡易タイプ  価格：3～4千円	分電盤タイプ(内蔵型) 
	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、電気を遮断する。	既存の分電盤にセンサーを外付けするタイプ。	バネの作動や重りの落下によりブレーカーを落として電気を遮断する。	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、電気を遮断する。
助成額	費用の1/2（上限1万円） ※市内業者で工事を行ったものに限る。			費用の1/2（上限2千円） 1万円

※補助対象者は市税等に滞納がない人に限ります。

※分電盤タイプは、感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造および機能を有するもの。

※簡易タイプは、一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの。

○手続きの流れ

① 電気工事店等へ見積書等を依頼	補助を希望する人は、電気工事店等へ相談、設置する感震ブレーカーの種類を決めて、見積書等を準備します。
② 申し込み	工事を行う前に、危機管理課に必要書類（見積書等）を添えて申請書を提出します。
③ 設置工事	危機管理課は、補助の要件に該当しているか調査をし、要件を満たしている人には、交付決定書を送付します。交付決定書が届いた人は、設置工事を行います。
④ 実績報告書、請求書の提出	工事が終了し、支払いまで終了したら、危機管理課に必要書類（設置前・設置後の写真、領収書等）を添えて実績報告書、請求書を提出します。
⑤ 補助金の交付	危機管理課は、書類を審査し、概ね1カ月以内に補助金を指定の口座に振り込みます。

詳しくはお問い合わせください。

国民健康保険税の減免制度

国民健康保険税の減免制度は、所得の激減、長期療養、災害などにより著しく生活が苦しくなり保険税の納付が困難になった人で、減免の必要が認められる場合、保険税の一部または全部が減免される制度です。申請が必要です。詳しくはご相談ください。

減免理由		減免割合
所得の激減	前年中の所得が300万円以下で、今年の所得が前年に比較して大幅に減少する見込みの場合	減少の程度により所得割の一部または全部および均等割の一部
長期療養	継続して6カ月以上の療養を要する人の前年中の所得が300万円以下で、今年の所得が前年に比較して大幅に減少する見込みの場合	療養期間に到来する納期限の全部
災害などによる損害	災害などにより自己所有の住宅または家財に3割以上の損害（保険金・共済金などで補てんされる金額を除く）を受けた場合	前年中の所得、損害の程度により所得割の一部または全部

非自発的失業者への国民健康保険税の軽減

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的に職を失い国民健康保険に加入した場合は、国民健康保険税を軽減します。届出が必要です。詳しくはご相談ください。

区 分	説 明
対象となる人	離職日の翌日から翌年度末までの期間で失業等給付を受ける人 ①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職） ②雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職） ＊雇用保険受給資格者証の離職理由（理由コード） 「 11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34 」に該当する人 ＊特例受給資格者証および高年齢受給資格者証の人は対象になりません。
軽減額	前年の給与所得を30/100とみなして算定をします。
軽減期間	離職日の翌日から、その翌年度末までの期間
届出に必要なもの	①雇用保険受給資格者証 ②国民健康保険被保険者証 ③印鑑 ^{かん}

※雇用保険受給資格者証については、最寄りのハローワーク（犬山公共職業安定所 ☎0568-61-2196）等にお問い合わせください。

国民健康保険一部負担金の減免と徴収猶予

災害など予期しない特別な事情で、利用できる資産などを活用したにもかかわらず、世帯の生活の維持が困難となったときは、医療機関などの窓口で支払う医療費（一部負担金）の減額や免除または徴収を猶予します。申請が必要です。詳しくはご相談ください。



国民健康保険ご加入の皆さんへ

届出・問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38 - 5807）

平成28年度国民健康保険税の税率改正

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

このたび、国民健康保険運営の健全化および税負担の適正化を図るため、下表のとおり国民健康保険税の税率および賦課限度額等を改正しました。

この改正は、応能割（所得割・資産割）と応益割（均等割・平等割）の比率および賦課限度額を国の基準に近づけるものです。

今後もより一層、国民健康保険事業の充実や医療費の適正化等に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※この改正は、7月中旬にお知らせする第4期以降の保険税に反映されます。

国民健康保険税の納付書を送付します

第1期から第3期までの納付書を4月中旬に送付します。

コンビニエンスストアでも納付できます。

保険税は、納期限内に納めましょう。

区分	医療分		支援金分		介護分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (前年中の所得に応じて負担)	6.0%	改正なし	1.9%	改正なし	1.2%	1.4%
資産割 (固定資産税額に応じて負担)	32.5%	22.0%	11.5%	6.0%	2.5%	2.4%
均等割 (加入者数で負担)	23,900円	26,200円	7,000円	9,000円	6,500円	8,000円
平等割 (加入世帯で負担)	19,500円	改正なし	6,500円	改正なし	6,000円	改正なし
賦課限度額	51万円	52万円	16万円	17万円	14万円	16万円

所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の総所得金額等の合計が基準以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。（世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入にかかわらず所得判定の対象になります。）

所得の申告に基づいて算定をしますので、必ず申告をしてください。



後期高齢者医療保険ご加入の皆さんへ

市民窓口課保険医療グループ (☎ 3 8 - 5 8 0 7)

平成28年度後期高齢者医療保険料のお知らせを送付します

普通徴収（納付書または口座振替による納付）の人に第1期から第3期までの保険料額の通知を4月中旬に送付します。保険料は納期限内に納めましょう。

保険料率の改定について

保険料率は2年ごとに見直されます。平成28・29年度は、1人当たりの医療給付費が伸びたことや後期高齢者の増加などにより、下記のとおり改定されました。この改定は、7月中旬にお知らせする第4期以降の保険料に反映されます。

平成26・27年度		平成28・29年度	
所得割率	9.00%	所得割率	9.54%
被保険者均等割額	45,761円	被保険者均等割額	46,984円

所得が少ない人への保険料の軽減

【被保険者均等割額の軽減】

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。

軽減区分	軽減対象者の要件
9割	・ 所得金額の合計が33万円以下 ・ 被保険者全員の年金収入が80万円以下
8.5割	・ 所得金額の合計が33万円以下 ・ 9割軽減に当てはまらない
5割	・ 所得金額の合計が33万円を超え、33万円+（26.5万円×世帯の被保険者数）以下
2割	・ 所得金額の合計が33万円を超え、33万円+（48万円×世帯の被保険者数）以下

（65歳以上の人の公的年金所得については、15万円を控除した額で判定されます。）

●平成28年度から、5割軽減および2割軽減の対象要件が拡大されました。

軽減区分	改正前	改正後
5割	33万円+（26万円×世帯の被保険者数）	33万円+（26.5万円×世帯の被保険者数）
2割	33万円+（47万円×世帯の被保険者数）	33万円+（48万円×世帯の被保険者数）

【所得割額の5割軽減】

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下の人が対象です。

年金から保険料を徴収されている人へ

徴収方法が年金からの天引きの人は、年6回ある納期の前半（4月・6月・8月）を「仮徴収」、後半（10月・12月・2月）を「本徴収」として納付いただいています。

世帯構成や所得の変動などにより仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまうことを緩和するため、6月・8月の徴収額を調整します。対象者には4月中旬に通知します。



キャッシュカード1枚で口座振替手続きができます



平成28年4月1日(金)から口座振替受付サービスが拡大します。

平成27年10月から国民健康保険税の口座振替受付サービスを開始しましたが、平成28年4月1日(金)から新たに市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道事業受益者負担金、水道料金および下水道使用料の口座振替受付サービスを開始します。

手続きの流れ

キャッシュカードを持って、
各担当窓口へ



キャッシュカードを専用の
機械に通し、暗証番号を入力



申込み内容の確認



「本人控え」を受け取り、
受付完了

受付に必要なもの

- 金融機関口座のキャッシュカード
- 振替希望税・料・負担金の納付書

ご利用いただける金融機関

- 三菱東京UFJ銀行
- 中京銀行 ●名古屋銀行
- 愛知銀行 ●いちい信用金庫
- 十六銀行 ●ゆうちょ銀行

受付に関する注意点

- 個人の普通口座に限ります。
- ご利用できるキャッシュカードは、磁気情報を含むものに限りません。ご利用の可否は、各金融機関へお問い合わせください。

お問い合わせ・申請受付窓口

- ・市県民税 固定資産税・都市計画税 軽自動車税
(税務課収納グループ ☎38 - 5806)
- ・国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
(市民窓口課保険医療グループ ☎38 - 5807)
- ・介護保険料
(長寿介護課介護保険グループ ☎38 - 5811)
- ・下水道事業受益者負担金 下水道使用料
(上下水道課下水道グループ ☎38 - 5815)
- ・水道料金
(上下水道課上水道グループ ☎38 - 5815)
(水道料金徴収事務委託先 (株)ジェネッツ ☎38 - 5816)



4月1日から下水道が使用できる区域が広がります

上下水道課下水道グループ（☎38・5815）

4月1日から大山寺本町、大山寺町の一部の区域で下水道が使用できるようになります。

区域内の人で、浄化槽をお使いの場合は、速やかに公共下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。くみ取り便所をお使いの場合は、3年以内に水洗便所に改造し、公共下水道への接続工事をしてください。

また、すでに下水道が使用できる区域内の人で、下水道への接続工事をしていない場合は、速やかに工事を行ってください。

●受益者負担金

下水道整備区域内に土地を所有している人は、負担金が賦課されます。ただし、その土地が、地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が対象となります。対象区域の土地を所有している皆さんへ下水道事業受益者申告書を送付しますので、ご協力をお願いします。

●工事は指定工事店で

排水設備工事やトイレの水洗化工

事は、市が指定した工事店で行わなければ施工できません。次頁の「指定工事店一覧」から選んで工事を依頼してください。

●排水設備工事費の融資あつせん

下水道の排水設備の設置には、次の改造資金の融資あつせん（無利

子）を行っていますので、ご希望の人は指定工事店を通してお申し込みください。

ただし、下水道が使用できるようになってから3年以内に行う工事が対象となります。

★くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事：60万円以内（便槽が1個増すごとに30万円以内を加算）

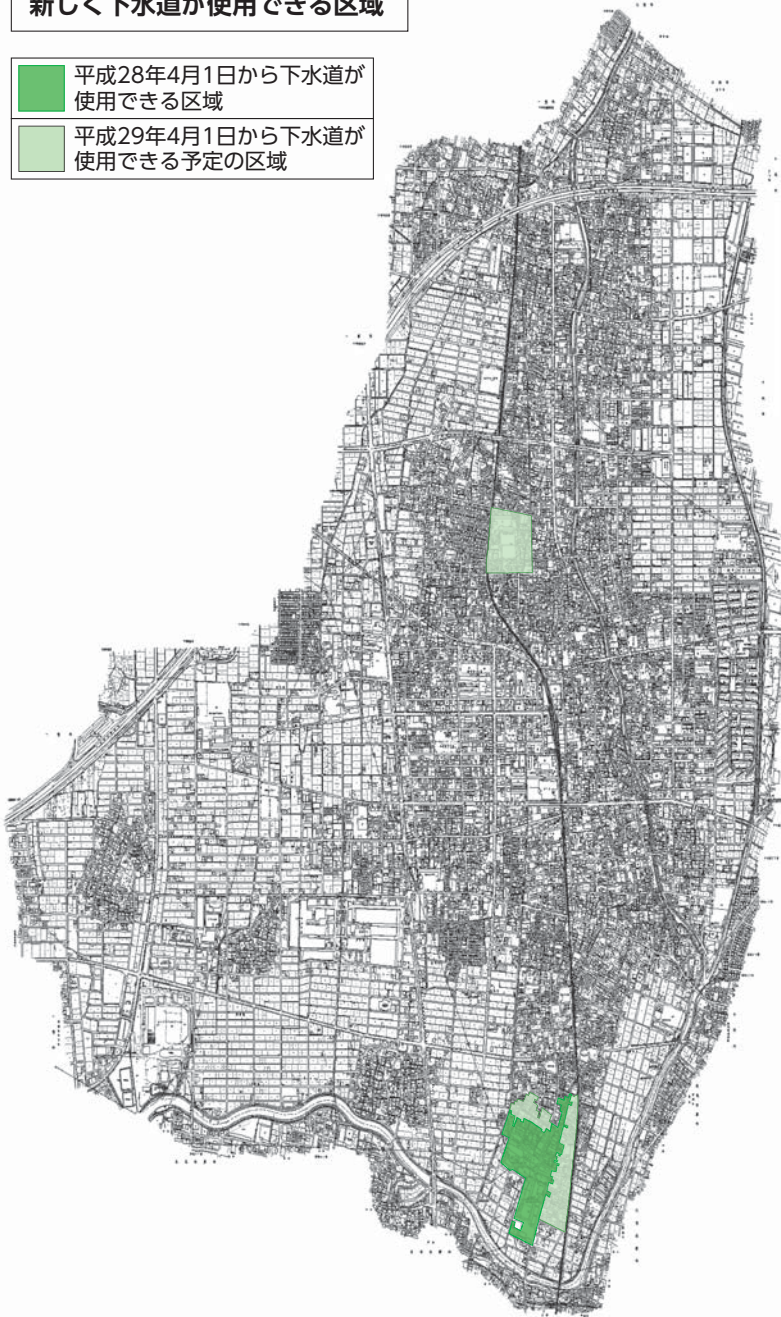
★浄化槽を廃止する工事：30万円以内（浄化槽が1個増すごとに15万円以内を加算）

●雨水対策にご協力を

新たに下水道へ接続する時は、既存の浄化槽は不要となります。浄化槽を雨水貯留施設へ転用されますと、河川や排水路への雨水の流出が抑えられ、浸水被害の緩和が期待できます。また、溜まった雨水を散水等に利用することもできます。補助制度がありますので、事前にお問い合わせください（工事後の申請はできません）。

新しく下水道が使用できる区域

- 平成28年4月1日から下水道が使用できる区域
- 平成29年4月1日から下水道が使用できる予定の区域



岩倉市下水道排水設備指定工事店一覧

平成28年3月1日現在62社

指定工事店名	住 所	電話番号
有限会社 アイセイ工業	一宮市南小湊間之田69-2	0586-64-5782
アスカ設備 株式会社	海部郡大治町大字砂子字山ノ前763番地の1	052-444-3383
有限会社 新井工業	岩倉市新柳町二丁目56番地	0587-37-0353
株式会社 石原水道	海部郡蟹江町大字須成字市場1331番地	0567-95-0516
株式会社 イチテック 岩倉支店	岩倉市西市町西市26番地 メゾンサクライ102号	0587-37-3441
伊藤水道工業 株式会社 岩倉支店	岩倉市鈴井町法成寺38番地4	0587-37-1345
有限会社 今井工業所	一宮市桜一丁目17番10号	0586-72-7712
株式会社 大崎工務店 岩倉支店	岩倉市中央町三丁目15番地	0587-37-4834
有限会社 岡田工業	海部郡蟹江町学戸四丁目6番地	0567-95-8683
有限会社 小田設備	江南市島宮町城23番地	0587-54-6109
尾張テクアス 株式会社	一宮市三条字通4番地1	0586-85-7316
加藤工業 株式会社	小牧市中央一丁目77番地	0568-77-3211
協立設備工業 株式会社	名古屋市千種区高見1-18-9	052-751-2004
栗本土木 株式会社	岩倉市八剣町1721番地1	0587-66-3333
GROWTH (グロース) 株式会社	名古屋市守山区小幡太田15番20号	052-797-9188
有限会社 小森管工	岩倉市井上町畑田148番地	0587-37-5823
桜井工業 株式会社	岩倉市西市町西野々20番地	0587-37-2205
株式会社 佐藤水工社	小牧市小木五丁目436番地	0568-73-4191
有限会社 佐藤設備	北名古屋市六ツ師松葉115番地	0568-22-5726
佐藤配管 株式会社	愛西市日置町上川102	0567-24-4825
株式会社 サンコーエンジニア	春日井市二子町2丁目16番地12	0568-31-5237
三東設備工事 株式会社	名古屋市千種区桜が丘226番地	052-782-2322
株式会社 ジェーケー・サービス	江南市古知野町熱田20	0587-54-0500
株式会社 城東設備	犬山市大字前原字北中根3番地2	0568-65-1227
昭和土建 株式会社 岩倉支店	岩倉市旭町二丁目14番地202号	0587-37-6625
株式会社 菅原設備	津島市元寺町三丁目21番地2	0567-24-1743
関戸工業 株式会社	岩倉市西市町榎東10番地2	0587-66-6336
善勝 有限会社	津島市元寺町二丁目40番地	0567-22-5200
株式会社 大栄企業	岩倉市中本町南白山1番地15	0587-66-3321
大興建設 株式会社 岩倉支店	岩倉市新柳町一丁目27番地	0587-66-0792
DAISUI 株式会社	名古屋市熱田区古新町2丁目91	052-681-6019
竹内建築 株式会社	岩倉市東町長山18番地1	0587-66-2118
株式会社 タテレビ設備	岩倉市本町宮東28番地2	0587-37-2734
中部水道 株式会社	春日井市出川町2丁目21番地7	0568-52-1523
有限会社 富田設備	名古屋市守山区新守西2003番地	052-791-4676
株式会社 永井組	江南市草井町西7番地	0587-59-8221
中島工業 株式会社	一宮市明地字風張35番地1	0586-69-6888
株式会社 丹羽工務店	岩倉市大市場町郷廻234番地	0587-66-0550
ニワホーム 株式会社	岩倉市神野町縄境7番地	0587-37-7000
株式会社 長谷川組 岩倉支店	岩倉市稲荷町羽根12番地6	0587-66-5229
有限会社 八信建設	岩倉市八剣町樋口17番地1	0587-37-3962
ハヤカワ工業 株式会社	一宮市桜二丁目2番10号	0586-71-4475
菱川工業 株式会社	一宮市大赤見字大山西21番地	0586-77-0667
有限会社 日野設備	一宮市緑三丁目6番地1号	0586-24-2451
株式会社 FINE	名古屋市港区千鳥二丁目3番2号	052-653-6383
福崎建設 株式会社	稲沢市赤池居道町145番地	0587-21-7070
船橋設備 株式会社	一宮市浜町五丁目21番地1	0586-71-3002
フルタハウジング株式会社	小牧市大字三ツ湊916番地	0568-77-8039
株式会社 増岡水道設備	みよし市打越町上屋敷40番地36	0561-34-3143
株式会社 間瀬設備工業	岩倉市旭町二丁目39番地2	0587-37-5767
株式会社 松本工務店	岩倉市大市場町順喜27番地1	0587-66-1168
真野工業 株式会社	名古屋市熱田区波寄町2番27号	052-884-3111
有限会社 まるば工業白退社	あま市七宝町遠島大切戸1484番地6	052-442-7820
株式会社 三重水道センター	東海市富木島町北屋敷1番1号	052-618-9595
株式会社 水野設備	犬山市字巾廻り30番地の2	0568-67-2534
株式会社 ヤジマ	江南市宮後町砂場東273番地	0587-54-0227
株式会社 山新設備	津島市唐臼町西島33番地	0567-31-0427
有限会社 ヤマセツ	愛西市稲葉町村南29番地1	0567-24-2222
株式会社 ヤママ住設	小牧市大字東田中宇南新田1600番1	0568-77-6985
有限会社 ユタカ設備	岩倉市下本町西沼70番地2	0587-66-1860
株式会社 吉村商会	一宮市緑一丁目8番2号	0586-24-3801
株式会社 渡邊組 岩倉支店	岩倉市石仏町たり45番地	0587-66-6462



岩倉市制45周年記念

「真打ち競演」公開録音を実施します

NHKプラネット中部 (☎052-952-7381 (平日の午前10時～午後6時))
または、協働推進課広報情報グループ (☎38-5802)

市では、岩倉市制45周年を記念してNHK名古屋放送局・名古屋駅前営業センターとの共催でラジオ番組「真打ち競演」の公開録音を実施します。

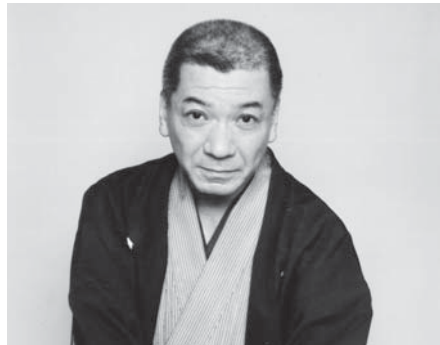
演芸界選りすぐりの出演者による漫才・漫談・落語などをお楽しみください。

観覧をご希望の人は以下の要領でお申し込みください。

- とき** 6月10日(金)午後6時～8時 (開場：午後5時15分～)
- ところ** 総合体育文化センター多目的ホール
- 主催** NHK名古屋放送局・名古屋駅前営業センター、岩倉市
- 出演** 堺すすむ (漫談)、入船亭扇遊 (落語)、チャーリーカンパニー (コント) ほか



▲堺すすむ



▲入船亭扇遊



▲チャーリーカンパニー

※その他の出演者および司会者については、後日広報いわくらでお知らせします。

●**入場料** 無料 (事前のお申し込みが必要です)

●**申込方法** 郵便往復はがきでお申し込みください。

【往信表面】〒461-8725 NHK名古屋放送局「真打ち競演 (岩倉市)」係

【往信裏面】①郵便番号②住所③名前④電話番号

【返信表面】①郵便番号②住所③名前

【返信裏面】何も記入しないでください (抽選結果を印刷します)。

【締め切り】5月17日(火)必着

※応募多数の場合は抽選のうえ、1枚につきお2人まで入場できる整理券をお送りします。

※満1歳以上のお子さんから整理券が必要です。

※当選はお1人1枚とさせていただきます。

※インターネットオークション等での売買を目的としたお申し込みは固くお断りします。

※ご応募の際にいただいた個人情報は、抽選結果のご連絡のほかNHKから受信料のお願いに使用させていただく場合があります。

●**放送予定** 平成28年7月23日(土)午前10時5分～10時55分

平成28年8月 6日(土)午前10時5分～10時55分

<ラジオ第1/全国放送・国際放送>

※放送日時に変更になる場合があります。



岩倉市の障害者福祉サービスをお知らせします

福祉課障がい福祉グループ (☎ 3 8 - 5 8 0 9)

岩倉市では、心身に障害のある人の日常生活を支援し、その人を介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。

ただし、それぞれに要件がありますので、事前に福祉課までご相談ください。

事業名	内容	対象者
心身障害者扶助料	対象者に月額3,000円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳A判定 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額2,500円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳3・4級 ②療育手帳B判定 ③精神障害者保健福祉手帳2級 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額1,500円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳5・6級 ②療育手帳C判定 ③精神障害者保健福祉手帳3級 ※施設入所者は除く。
在宅重度障害者手当	対象者に月額15,500円を支給します(1種)。※所得制限、併給制限あり。	身体障害者手帳1・2級かつIQ35以下の人 ※施設入所者、3カ月以上の入院者は除く。
	対象者に月額6,750円を支給します(2種)。※所得制限、併給制限あり。 ※手帳初回交付時に65歳以上であった場合、支給対象となりません。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳A判定 ③身体障害者手帳3級かつIQ50以下の人 ※施設入所者、3カ月以上の入院者は除く。
特別児童扶養手当	対象者に月額51,500円を支給します。 ※所得制限あり。	次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を監護、養育されている人 ①発達障害を含むIQ35以下程度 ②身体障害1～2級程度 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額34,300円を支給します。 ※所得制限あり。	次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を監護、養育されている人 ①発達障害を含むIQ50以下程度 ②身体障害3級(4級の一部含む)程度 ※施設入所者は除く。
特別障害者手当	対象者に月額27,880円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり。 ※特に重度の人には手当額が加算されます。	次のいずれかに該当する20歳以上の障害者 ①身体障害2級(一部を除く)以上の障害を重複してお持ちの人 ②身体障害2級(一部を除く)以上の障害をお持ちの人で、IQ20以下の人または、常時介護が必要な精神障害をお持ちの人 ③身体障害2級(一部を除く)以上の障害をお持ちの人または、IQ20以下の人もしくは常時介護が必要な精神障害をお持ちの人で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上お持ちの人 ④身体障害2級(一部を除く)以上の障害をお持ちの人または、IQ20以下の人もしくは同程度の障害や病状をお持ちの人で、日常生活においてほぼ全面介助が必要な人 ※施設入所者、3カ月以上の入院者は除く。
障害児福祉手当	対象者に月額15,750円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり。 ※特に重度の人には手当額が加算されます。	次のいずれかに該当する20歳未満の障害者 ①身体障害1級(2級の一部を含む)の障害をお持ちの人 ②IQ20以下の人 ③上記と同程度の障害や病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者は除く。
経過的福祉手当		次のいずれかに該当する20歳以上の障害者で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない人 ①身体障害1級(2級の一部を含む)の障害をお持ちの人 ②IQ20以下の人 ③上記と同程度の障害や病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者は除く。
日常生活用具の給付等	重度の障害児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ用装具などを給付または、貸与します。 ※原則1割負担。 ※障害の種別や等級等に制限あり。難病には対象疾患あり。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの人 ②難病患者等 ※施設入所者、入院者は除く。
ストマ装具の保管	災害時に住居が被災し、ストマ装具が持ち出せなくなった場合に備えて、自己所有のストマ装具(概ね10日間分)をお預かりし、市役所庁舎倉庫で保管します。	市内に居住するストマ装具を必要とする人
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、電気式たん吸引器などを給付します。※収入によって費用の一部自己負担があります。	小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている人

事業名	内容		対象者
補装具費の支給	身体障害者に対し、身体機能の障害を補い日常生活を容易にするため、補聴器、車いす、義肢等の交付や修理を行います。 ※原則 1 割負担。 ※障害の種別や等級等に制限あり。難病には対象疾患あり。		次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳をお持ちの人 ②難病患者等
心身障害者福祉タクシー料金助成利用券	心身障害者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成する利用券を月 3 枚お渡します。		次のいずれかをお持ちの人 ①身体障害者手帳 1 ・ 2 級 ②身体障害者手帳内容に、下肢、体幹または視覚の 3 級が記載 ③療育手帳 A 判定 ④精神障害者保健福祉手帳 1 級
リフトタクシー料金助成	通常の車での移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限 5,000円）を助成します（月1枚）。		次のいずれかに該当する人 ①常時ねたきりで在宅の人 ②要介護 4 または 5 で在宅の人 ③身体障害者手帳下肢・体幹 1 級で在宅の人 ※施設入所者は除く。
手話通訳者派遣	聴覚障害者、音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に手話通訳者を派遣します。		聴覚障害または音声・言語機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人（手話によって意思疎通が図れる人）
要約筆記者派遣	聴覚障害者、音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に要約筆記者を派遣します。		聴覚障害または音声・言語機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人（手話、口話を理解できない人）
身体障害者住宅改善費助成	身体障害者に対し、住宅改善に要する対象工事費の 2 分の 1 を助成します（上限50万円）。		身体障害者手帳の体幹・下肢・視覚障害 1 級・ 2 級をお持ちの人
有料道路通行料金の割引	身体障害者が自ら自動車を運転する場合、または重度の障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります。		身体障害者手帳または、療育手帳 A 判定をお持ちの人
N H K 受信料の免除	障害者に対し、NHK受信料が全額または半額免除されます ※障害等級、所得等に制限あり。		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
自動車運転免許取得費助成	障害者の自動車運転免許取得費の一部を助成します（費用の 3 分の 2 以内、上限10万円）。 ※所得制限あり。		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
自動車改造費助成	身体障害者が就労などのため、所有の自動車の操行装置等の一部を改造する場合、その経費を助成します（上限10万円）。 ※所得制限あり。		身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に「免許の条件」が付されている人
入浴サービス	家庭において自力または介護による入浴が困難な重度身体障害者等に対し、各家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います。		身体障害者手帳の体幹・下肢障害 1 級・ 2 級をお持ちの人
心身障害者扶養共済	障害者の将来のために、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給します（年金 1 口当たり 2 万円）。 ※掛金は加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なります。		身体障害者手帳 1 ～ 3 級または、療育手帳をお持ちの人
原子爆弾被爆者受診費助成	原子爆弾被爆者が広島市または長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成します。		市内に 1 年以上お住まいで被爆者健康手帳をお持ちの人
視覚障害者用ポータブルレコーダーの貸出し	デジタイズ図書などを聴くことができる視覚障害者用ポータブルレコーダーを貸出しています。 貸出は無料で、 1 週間以内です。		市内在住者で、視覚に障害があり身体障害者手帳を交付されている人 市内在住者で、病気や加齢などによる視力の低下により読書をするのが難しい人
ヘルプカードの配布	障害のある人などが、災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に手助けを求め一助として活用してもらうことを目的として、ヘルプカードを配布します。		身体、知的、精神などに障害のある人（難病等を含む） その他、ヘルプカードを必要とする人
自立支援医療の給付	育成医療 ※所得制限あり。	身体機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の 1 割）。	18歳未満の身体上の障害をお持ちの人
	更生医療 ※所得制限あり。	身体機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の 1 割）。	18歳以上身体障害者
	精神通院 ※所得制限あり。	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費の給付を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の 1 割）。	精神障害者

事業名	内容	対象者
精神障害者医療費の支給	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断された人
	保険診療のうち自己負担分を支給します。 ※精神通院医療を受ける場合は、自立支援医療受給者証も併せて提示する必要があります。	精神障害者 1、2 級
障害者医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者 1 級～3 級 ②身体障害者 4 級（腎臓機能障害） ③身体障害者 4 級～6 級（進行性筋萎縮症） ④知的障害者 I Q 50以下の人 ⑤自閉症状態と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む）
後期高齢者福祉医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに該当する人 ①身体障害者 1 級～3 級 ②身体障害者 4 級（腎臓機能障害） ③身体障害者 4 級～6 級（進行性筋萎縮症） ④知的障害者 I Q 50以下の人 ⑤自閉症状態と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む） ⑥精神障害者 1、2 級 ⑦戦傷病者（所得制限あり） ⑧精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ⑨母子・父子家庭の人（所得制限あり） ⑩介護保険の要介護認定 4 または 5 を受け、生活介護を 3 カ月以上継続して受けている人で、主たる生計維持者が市民税非課税の人 ⑪長寿介護課のひとり暮らし認定を受けている市民税非課税世帯の人で、税法上の被扶養者になっていない人

事業名	サービスの種類	内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーが、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	ヘルパーが、重い障害のある人の家で、日常生活や外出の手伝いをします。
	同行援護	重度の視覚障害者で、移動に著しい困難がある人に、外出に同行して移動の援護をします。
	行動援護	重い障害があり、行動に介助が必要な人に外出時の移動支援などをします。
	重度障害者等包括支援	重い障害のある人が生活するために、複数の障害福祉サービスを組み合わせて提供します。
	短期入所（ショートステイ）	家族に用事がある時などに、施設へ短期間の宿泊ができます。
	療養介護	医療が必要な障害のある人が、入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けられます。
	生活介護	施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの支援を受けられます。
	施設入所支援	施設で日常生活の支援を受けながら暮らすことができます。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体障害者が、身体機能向上のために訓練を受けられます。
	自立訓練（生活訓練）	障害者が自立した日常生活や社会生活ができるように、生活能力向上のために訓練を受けられます。
	就労移行支援	就労を希望する人が、就職のための訓練と、就職先についての相談を受けられます。
	就労継続支援	通常の事業所では働くことが困難な人が、支援を受けながら働くことができます。
	地域移行支援	施設や精神科病院から、地域での生活へ戻るため相談や支援を行います。
	地域定着支援	一人暮らしなどの障害者に対して、地域で暮らし続けられるように相談や必要な支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	障害者が、世話人や生活支援員に日常生活の援助を受けながら、アパートや家で暮らします。
障害児通所給付	児童発達支援	小学校入学前の障害のある子どもに、訓練などをするデイサービスです。
	医療型児童発達支援	小学校入学前の医療が必要な障害のある子どもに、医療行為を含めた日常生活の支援をします。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに、学校の終業後または休校日に訓練などをするデイサービスです。
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障害のある子どもが集団生活をできるように支援します。
支援事業	相談支援	困り事や、サービスの利用について相談できます。
	移動支援	ヘルパーが外出の支援をします。
	地域活動支援センター	障害者の余暇活動を支援します。
	日中一時支援	家族に用事がある時などに、施設へ日帰りで通所できます。



岩倉市の高齢者福祉をお知らせします

長寿介護課長寿福祉グループ（☎38-5811）

岩倉市では、高齢者の皆さんに住みなれた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに、下記に記載されている事項以外の要件がある場合がありますので、事前に長寿介護課までご相談ください。

事業名	内容	65歳以上	ひとり暮らし老人	高齢者夫婦世帯	ねたきり老人	認知症老人	要介護要支援認定
生活支援型給食サービス	聞き取り調査等で承認された人を対象に、毎日夕食を配達します（年末年始を除く）。※1食340円		○	○ 75歳以上			
緊急通報システム設置	コールセンターとつながった緊急通報装置を設置し、コールセンターが緊急時に消防署へ救助を要請したり、相談をお聴きしたりします。※課税状況に応じ、設置時に自己負担があります。		○	○ 70歳以上			
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を丸洗乾燥（年1回）・乾燥（年2回）します。	○	○		○		
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で3カ月以上介護している人に月額5千円の手当てを支給します。				○	○	要介護4・5
老人日常生活用具給付	生活状況により、電磁調理器等の生活用具を支給します。※課税状況に応じ、自己負担があります。		○		○		
訪問理美容サービス	理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います（年6回）。	○			○		要介護4・5
紙おむつ支給	ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品（紙おむつ）の利用券を支給します。※非課税世帯（要介護者および家族介護者の属する世帯全員）が対象です。	○			○		要介護4・5
シルバー優待証明カード交付（県制度）	名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待証明カードを交付します。	○					
すこやかタクシー料金助成	85歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券（基本料金と迎車料金を助成）を支給します（月2枚）。	○ 85歳以上					
リフトタクシー料金助成	移動が困難な在宅のねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限 5,000円）を助成します（月1枚）。				○		要介護4・5
家具転倒防止器具取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具を取り付けます。		○	○ 75歳以上			
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊行動のある高齢者に対する位置情報専用端末機を家族介護者に貸出します。※1カ月540円の利用料と情報提供料を利用者に負担していただきます。					○	○
家族介護者慰労金助成	ねたきり老人等を在宅で介護し、1年間介護保険のサービスを利用しない家族を対象に、介護慰労金を支給します（年額10万円）。※非課税世帯が対象です。				○		要介護4・5
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、高齢者等対応住宅に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額（上限20万円）を助成します。※所得要件があります。	○					
高齢者住宅改善費助成	手すり設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します（上限50万円）。※介護認定非該当となった人も対象となります。	○					○
高齢者等救命バトン配布	冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命バトン一式を配布します。 ※65歳未満でも、ひとり暮らしで障害・病気等で健康状態に不安を抱える人も対象となります。		○	○ 65歳以上			

健康講座

健康寿命Ⅱ平均寿命

尾北歯科医師会 石倉地区会 山田 修

「一億総活躍社会の実現に向けて国民の皆様頑張らしましょう」と総理は言いますが、それは昨今の少子化問題による人手不足や新興国の台頭等により、日本の潜在成長率を引き上げることが不可欠だからなのでしょう。解決策としては、今まで以上にIT化、IoT (Internet of Things) による産業の効率化、または高齢者の活用しかありません。

IoTは民間の力によりどんどん効率化しそうですが、高齢者の活用はいかがでしょうか。確かに日本の健康寿命はWHOにより75歳で世界一となっていますが、問題は平均寿命との差です。女性は約12歳、男性は約9歳の差があり、これは亡くな

るまでの10年前後を「寝たきりや介護を受けて暮らす」ということになります。これに対する国や市町村の取り組みとしては、2014年の「健康、医療戦略」で2026年までに健康寿命を1年以上伸ばすことを目標にしたり、神奈川県では「未病を治すかながわ宣言」を発表したりする等手は打ち始めています。なししろ日本の社会保障給付費は、1970年度に3・5兆円だったのが、2015年度には117兆円と約33倍になり、国民所得に対する割合も約6割から約31割にまで拡大しているのですから。しかも日本の高齢化のスピードはとても早く世界でも前例のないことです。大変だあ

ところで話は変わりますが、東京へ行くと私鉄の駅に検査ラボなる店舗を見かけます。病院で行う血液検査等を、数千円で受けられるというもののだそうです。忙しい毎日を通ぐす現代人にとって、毎日使う駅に気軽に検査ができるという利便さが受けているのでしょうか。また、携帯電話やスマートフォンのアプリでも、すでに健康チェックアプリは多く、大きな市場となっています。2011年に公開された健康に関する映画「フォークス・オーバー・ナイブズ」は、ドキュメンタリー部門では米国のカナダで異例の大ヒットとなりました。「フォーク」は食事を意味し、「ナイフ」は医師の使うメスのことです。つまり、「正しい食事は

手術に勝る」という意味のタイトルです。このように国民一人ひとりが未病を治すという意識は広まっているのかもしれませんが。

さて、歯科からの提案です。歯科疾患は生死に関わることはありませんが、未病のチェックということでいえば、歯科はうってつけかもしれません。う蝕チェックは食生活(糖分・油分・塩分など、食生活の乱れ)の見直し、歯周病チェックは血管の病気(循環器系)、高血糖症のモニタリング、かみ合わせはストレスのモニタリング等、お力になれると思います。

い~わくんの **協働** のまちづくりコーナー



【市民活動に関する問合せ先】市民活動支援センター（市民プラザ内 ☎・FAX37 - 0257）

【掲載に関する問合せ先】協働推進課市民協働グループ（☎38 - 5803）

いわくら・ひと・さくら・まつり2016 （市民活動助成金対象事業）

●問合せ先 「まちづくり百貨店」山口（☎080-5120-9402 e-mail hitosakura.m@gmail.com）

当団体は、市内の若手商店主・農家・一般市民が「岩倉の魅力発信」をコンセプトに集まった市民活動団体です。この度、桜まつりに訪れた人に、桜とともに岩倉のまちの魅力を楽しんでもらうための企画を開催します。

『お祭り広場で魅力発信！』

●とき 4月1日(金)、4日(月)～10日(日)

●ところ お祭り広場特設ブース

●内容 雑貨販売、イベントや市内のお店紹介など、岩倉の魅力満載の情報を発信します。



『スタンプラリーでおかしをゲットだ！』

●とき・ところ ①スタンプラリー 4月1日(金)～10日(日)市内各所

②おかし釣り 4月9日(土)・10日(日)上記特設ブース

●内容 ①の期間中に市内各所を巡るスタンプラリーに挑戦すると、集まったスタンプ数に応じて、②の期間中にお祭り広場特設ブースで、いろいろな道具を使ったおかし釣りにチャレンジできます。スタンプラリーの巡回場所は、特設ブースで配布するチラシをご覧ください。

『まだまだあるよ！その他イベント』

●内容 4月2日(土)、3日(日)、9日(土)、10日(日)には、ライブ・パフォーマンスや雅楽演奏会などを予定しています。詳細はチラシをご覧ください。お問い合わせください。

歌声喫茶で青春へタイムスリップ！歌って心も体も若返る

●問合せ先 「岩倉生涯学習市民の会」井上（☎080 - 3060 - 7986）、倉知（☎090 - 4267 - 2386）

“歌声喫茶”は、団塊世代の皆さんの青春の思い出が詰まった特別な場所。思い出とともに歌があり、人の歴史があります。仲間と共に青春に思いをはせながら、楽しく声高らかに一緒に歌いませんか。

●とき 4月30日(土)午後1時30分～3時30分

●ところ 生涯学習センター研修室

●参加費 600円 飲み物等は各自持参してください。

●定員 60人

●チケット販売 4月23日(土)～24日(日)午前10時～午後3時

NPO法人MODSグリーンファーム岩倉事務所（三菱東京UFJ銀行岩倉支店前）

◎ひとり暮らしの高齢者は無料でご招待します。必ず事前にご連絡ください。





市民活動支援センターでは、市民活動情報誌「かわらばん」を毎月発行しています。

市民活動団体の活動内容や各種イベントの紹介など、市民活動に関する情報が盛りだくさん掲載されています。

岩倉市にはどんな団体があるのだろうか？どんなイベントが行われているのだろうか？自分が関われることはないかな？など、少しでも興味を持たれた人は、ぜひ手に取って読んでみてください。きっと、あなたの生活の幅を広げるような、新たな発見があるはずです。

「かわらばん」は、市民活動支援センター（市民プラザ内）や市役所、その他公共施設に置かれています。また、下記のホームページからもご覧いただけます。まずは、気軽に読んでみてくださいね！

ホームページ「岩倉市市民活動支援センター」

<http://www.iwakura-plaza.jp/shimin/>

高齢者すこやかだより

毎月1日号で高齢者のみなさんに
さまざまな情報をお知らせしています

岩倉市内の名所を巡りましょう！

春になり、暖かくなって外出しやすくなりました。今回は、市内のお出かけにおすすめなスポットをいくつかご紹介します。家族や友達と一緒に歩いて楽しく市内の名所を巡り、健康な毎日を過ごしましょう。

・山内一豊誕生地

山内一豊は、天文14年（1545年）、岩倉城の家老、但馬守盛豊の二男として、岩倉に誕生しました。後に千代を妻に迎え、慶長5年（1600年）に土佐20万石の領主となり、高知城を築城しました。山内一豊の誕生地碑は、昭和9年に建てられました。

所在地：下本町下市場25 神明生田神社内

・大地遺跡

大地遺跡は、尾張平野の弥生文化を研究しているうえで、非常に重要な遺跡です。遺跡の畑から出土した壺型土器は、弥生中期前半に属する精製

土器で、尾張平野北部に広く分布しています。以後この土器は、大地式土器と称されるようになりました。また、大地遺跡は、昭和29年に県指定遺跡に指定されました。

所在地：大地町野合51番地 史跡公園内

・尾北自然歩道（五条川沿い）

五条川堤防を利用したハイキングコースです。高低差が少なく緩やかな道のりであるため、歩きやすいコースとなっています。また、季節によってさまざまな景色が楽しめます。4月は、並木の桜がきれいに咲いた様子を歩きながら観察できるため、特に多くの人々が歩いています。



●問合先 長寿介護課長寿福祉グループ（☎ 38 - 5811）

イベント



岩倉市音楽連盟20周年記念事業 岩倉市民吹奏楽祭

岩倉市音楽連盟事務局（生涯学習課内 ☎38 - 5819）



多世代かつさまざまなジャンルの音楽愛好家が一堂に会し、作り上げる音楽イベントです。

●とき 5月1日(日)午後1時30分～（午後1時開場）

●ところ 総合体育文化センターアリーナ

●入場料 無料

●出演団体 岩倉中学校、南部中学校、岩倉総合高等学校の吹奏楽部、岩倉市民吹奏楽団をはじめ岩倉市音楽連盟加盟団体

●内容 岩倉市音楽連盟創立20周年記念事業として、加盟団体の岩倉市民吹奏楽団をはじめ、市内中学校・高校の吹奏楽部が合同で演奏し、その他音楽連盟加盟団体もコースとして多数参加します。

●主な演奏曲 ジャパニーズチューン、エルクンバンチェロ、翼をください ほか

●主催 岩倉市音楽連盟

●後援 岩倉市、岩倉市教育委員会、岩倉市文化協会



市民茶会

生涯学習課生涯学習グループ（☎38 - 5819）

市民の皆さんに楽しんでいただくために史跡公園でお茶会を開催します。文化財の見学とともに楽しみください。

●とき 4月29日(金・祝)午前9時30分～午後1時（雨天決行）

●ところ 史跡公園（大地町野合）

●内容

★岩倉市文化協会・茶華道連盟（席主…服部社中）による抹茶の接待（一席200円）

★和楽器による演奏（雨天中止）
・箏曲和音の会による箏の演奏
・しのぶえを楽しむ会による篠笛の演奏

★岩倉焼き物を楽しむ会によるチャリティーコーナー（陶芸作品展併設）

※雨天中止の場合あり

●主催 岩倉市・岩倉市教育委員会



織田伊勢守信安公・山内一豊公追悼会

生涯学習課生涯学習グループ（☎38 - 5819）

●とき 4月2日(土)午前9時30分～

●ところ 誓願寺（下本町）織田伊勢守信安公墓前

※追悼会終了後、神明生田神社山内一豊公誕生地碑前で献花を行います。併せてご参加ください。

情報コーナー

Iwakura City Information

イベント …… P32

主な対象



どなたでも



高齢者



子ども

募 集 …… P35

健 康 …… P40

お知らせ …… P40

イベント



ミニミニコンサート

地域交流センターみどりの家（☎66 - 6700）

4月は、名古屋芸術大学の卒業生を中心に結成され、10数年活動を続け、数多くの演奏会に出演している『天神山ブラスアンサンブル』の演奏をお届けします♪

華やかな響きが特徴の金管楽器の音色をお楽しみください。入場無料。

●とき 4月17日(日)午後2時～

●ところ みどりの家ふれあい交流ホール

※駐車場がありませんので車での来場はご遠慮ください。

●出演 天神山ブラスアンサンブル

●演奏曲 「カルメン組曲」「スザート組曲」 ほか

今にゆとり

掛金は、全額所得控除で税金がおトク。

老後にゆとり

基本は終身年金。だから一生お受け取り。

自営業・フリーランスの味方です。

愛知県国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。

〒460-0008
名古屋市中区栄2-10-19
名古屋商工会議所ビル9F

http://www.aichikikin.or.jp
フリーダイヤル
☎0120-43-63-73

広告

白内障・緑内障検診 眼鏡処方

小牧山アピタ南隣 P有

小牧平田眼科

日本眼科学会 眼科専門医 医学博士 久田 廣次

〒485-0046 小牧市堀の内4丁目52-1

TEL(0568)74-6638

■診療時間 △：土曜 午後2:00～午後4:00

時間 曜日 月 火 水 木 金 土

午前9:00～12:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○

午後3:30～6:30 ○ ○ / ○ ○ △

■休診 日・日曜・祝日・水曜午後

■診療科目 眼科・小児眼科

平田眼科

検 索



広告

イベント



市民スペース情報

生涯学習課生涯学習グループ
(☎38-5819)

市役所庁舎市民ギャラリー

【第7回UDの作品コンクールおよびUD講座成果展示】

●とき 4月4日(月)午前10時～17日(日)午後5時

●問合せ 大野 (☎37-1099)

市役所庁舎ミニステージ

【カズウクレクラブ 春のウキウキコンサート】

●とき 4月17日(日)午後2時～3時30分

●問合せ 丹羽 (☎090-1091-4859)

生涯学習センターギャラリー

【煌画会・第12回煌画会日本画展】

●とき 4月4日(月)午前10時～10日(日)午後5時

●問合せ 水野 (☎37-4875)

【岩倉母親連絡会・岩倉母親大会のあゆみとピースツリー】

●とき 4月11日(月)午前10時～17日(日)午後3時

●問合せ 横井 (☎66-0253)



普通救命講習会

消防署 (☎37-5333)

AEDの使用を含めた心肺蘇生法や、止血法の講習会を行っています。

すでに受講した人については、2年から3年ごとに再講習を受けていただきますようお願いいたします。

●とき 毎月9日午後1時30分から3時間（上級救命講習会は午前9時から8時間）。

●ところ 消防庁舎2階大会議室

●定員 1回の講習で30人

●申込方法 随時消防署で受け付けています（電話可）。

※10人以上の受講者があるときは、日時や会場を調整して出向くこともできます。詳しい内容については岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）で確認してください。

※指導員は、救急救命士・救急隊員が担当します。



わくわく体験教室「食べられる草さがし」

申込・問合せ 希望の家
(☎37-4191)

北島町の自然生態園で「食べられる草さがし」を行い、「希望の家」で草だんごやおひたしなどのクッキングを予定しています。

●とき 4月24日(日)午前10時～午後3時

●ところ 青少年宿泊研修施設「希望の家」（川井町江崎3819-1）

●定員 20人

●対象 小学生

●参加費 500円

●持ち物 弁当（お腹の負担にならない程度）、水筒

●主催 NPO法人わくわく体験隊

●協力 岩倉ボランティアサークル



春のわくわくチャレンジ・キャンプ

申込・問合せ 希望の家
(☎37-4191)

テントの設営や料理、キャンプファイヤー、条件がよければ天体観測を行ないます。また、秋に収穫するサツマイモの苗植えも行ないます。

●とき 5月7日(土)午後1時～8日(日)午前10時

●ところ 青少年宿泊研修施設「希望の家」（川井町江崎3819-1）

●定員 20人

●対象 小学生

●参加費 4,000円

●持ち物 申込時に連絡します。

●主催 NPO法人わくわく体験隊

●協力 岩倉ボランティアサークル

4コートバレーボール大会

岩倉スポーツクラブ事務局（総合体育文化センター内☎66-2222）

岩倉スポーツクラブでは4コートバレーボール大会を開催します。

4コートバレーボールは、十字に張ったネットをはさんで、4つのチームがボールを打ち合うゲームです。基本的なルールはバレーボールと同じです。ボールはビーチボールを使用しますので、誰でも手軽に楽しめるスポーツです。

●とき 5月14日(土)午前9時～正午

●ところ 総合体育文化センターアリーナ

●参加費 1人300円（保険料含む）

※会員は100円

●募集チーム数 10チーム

※1チーム4人

●対象 市内在住・在勤の小学3年生以上

●持ち物 屋内シューズ、汗ふきタオル、水筒など

●その他 けが等の応急処置はしますが、保険手当以上の治療は個人負担となります。

●申込期限 5月8日(日)（先着順）

●申込先 岩倉スポーツクラブ事務局 ※電話での受付不可



住宅型有料老人ホーム イケア小牧 ご入居受付中	リハビリ特化型 デイサービス まごころ ご利用受付中
三ッ淵小学校より東へ約100m	
本サカイ創建グループ 株式会社 イケア お問い合わせ・ご相談 ☎ 0568-42-6722 http://www.ii-care.co.jp	

広告

イベント

妊婦さんと赤ちゃん(0～3か月)のお母さんの教室「プレママと産後ママの交流会」

健康課健康支援グループ（保健センター内☎37-3511）

みなさんで交流ができる教室です。出産や育児について楽しくお話をしてみませんか。

●とき 4月26日(火)午前10時～11時30分

●ところ 保健センター2階視聴覚室、プレイルーム

●内容 妊産婦同士の交流会、妊産婦のための食事についての話、乳児(0～3か月)の体重測定

●講師 助産師・保健師・栄養士・食生活改善推進員

●対象 妊婦と0～3か月児のお母さん

●持ち物 母子健康手帳

※予約不要

ベビーマッサージとヨガでふれあいあそび

子育て支援センター（市民プラザ内☎38-3911）

●とき 4月18日(月)午前10時～11時30分

●ところ 子育て支援センター活動室

●講師 定松沙弥果さん（ベビーマッサージ・ベビーヨガセラピスト）

●対象 平成27年10月～平成28年1月生まれの乳児親子

●定員 親子20組

●費用 200円（材料費）

●申込受付 4月1日(金)午前9時から受け付けます（電話可）。

●申込締切 4月14日(木)

※初回の人を優先します。2回目の受講を希望される人は、お問い合わせください。



セントラル愛知交響楽団第22回岩倉定期演奏会 ～情熱！鳴子踊りと饗宴～

生涯学習課生涯学習グループ（☎38-5819）または、セントラル愛知交響楽団事務局（☎052-581-3851）

●とき 5月29日(日)午後2時～（午後1時30分開場）

●ところ 総合体育文化センター多目的ホール

●内容 第1部 叫べいわくら、ヨサコイ!! IWAKURA ほか 第2部 交響曲第7番イ長調（ベートーヴェン）、交響曲第3番ヘ長調（ブラームス）

●指揮 柴田祥しば たしろう

●入場料 1,500円（全席自由）

●出演 セントラル愛知交響楽団、岩倉鳴子おどりの会 五条川桜

●主催 一般社団法人セントラル愛知交響楽団

●後援 岩倉市、岩倉市教育委員会、愛知県教育委員会、@FM

●前売チケット販売場所 総合体育文化センター、生涯学習センター、図書館、市役所1階観光情報ステーション（情報サロン）、アピタ岩倉店で4月1日(金)より販売します。



ポールウォーキング教室

健康課健康支援グループ（保健センター内☎37-3511）

「ポールウォーキング」の3カ月間集中講座を開催します。

●とき・ところ・講師 下表のとおり

●対象 次の①～③全てに該当する人

①9回の教室すべてに参加できる人

②医師による運動制限のない人

③教室終了後もポールウォーキングを続けられる人

※ただし、平成26・27年度の同教室に参加した人は、お申し込みできません。

●持ち物 運動のできる服装、タオル、水分、運動靴（屋外用）

※講習会時は、ポールを無料で貸し出します。ご希望の人は、申し込み時にお申し出ください。

●定員 30人

●申込期間 4月1日(金)～15日(金)（先着順）

●申込 保健センターで受け付けます（電話可）。

●備考 3カ月間の講習会終了後は、「ポールウォーキング推進隊」として、五条川沿いで毎週金曜日にポールウォーキングを継続することができます。

ただし、その際に必要なポールは、各自でご用意ください。

（全9回）

とき		時間	ところ	講師
4月	22日	午前9時30分～11時30分	総合体育文化センター1階多目的ホール	健康運動指導士 柘植 美沙子さん
5月	6日、13日、20日			
6月	3日、24日			
7月	1日、8日、22日			

※すべて金曜日に開催

イベント

こころの居場所「あみ〜ご」

福祉課障がい福祉グループ (☎38-5809) または、岩倉市社会福祉協議会 (☎37-3135)

「あみ〜ご」は、心が疲れているなあと感じている人や、家から一歩踏み出したい人が、無理なくゆるやかに参加できる場所で、精神障害者家族会、ボランティアの人たちにより開催されています。自分のペースで、自由にゆったりご参加ください。

- とき 毎月第1・第3金曜日午後1時30分～4時(祝日は除く)
- ところ ふれあいセンター2階多目的ホール(和室)
- 参加費 100円(お茶菓子代)



あいちトリエンナーレ2016 チケット発売開始

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 (☎052-971-6111)

国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2016」のチケットのうち、特別先行前売券を4月1日(金)から1カ月限定で発売します。

- 会期 8月11日(木・祝)～10月23日(日)
- 会場 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館 ほか
- 販売場所 愛知県美術館、名古屋市美術館ミュージアムショップ、県内プレイガイド、チケットぴあ、主なコンビニエンスストア ほか
- ※詳細は、公式Webサイト (<http://aichitriennale.jp/>) でご確認ください。

愛知県障害者委託訓練

公共職業安定所または、愛知障害者職業能力開発校 (☎0533-93-2505)

いぬやまe・パソコン入門短期集中コース

- 日程(訓練期間) 5月10日(火)～6月1日(水)(第2・第4月曜を除く毎週月～金曜日の午前9時30分～午後3時30分)
- ところ 犬山国際観光センターフロイデ(犬山市松本町4-21)
- 内容 初心者向けに、電源の入れ方やマウス、キーボードの使い方を学びます。

- 対象 身体・精神障害者手帳所持者
- 定員 7人(面接で選考)
- 受講料 無料(別途テキスト代3,000円が必要)

●申込方法 4月14日(木)までに、公共職業安定所で求職登録をしたうえで、手続きをしてください。

いぬやまe・パソコン基礎チャレンジコース

- 日程(訓練期間) 6月7日(火)～7月27日(水)(毎週月～金曜日の午前9時30分～午後3時30分)
- ところ 犬山国際観光センターフロイデ(犬山市松本町4-21)
- 内容 パソコンの基礎から応用までの技術習得と、タブレット型端末の基礎知識習得をめざします。

- 対象 身体・精神障害者手帳所持者
- 定員 7人(面接で選考)
- 受講料 無料(別途テキスト代3,000円が必要)

●申込方法 5月16日(月)までに、公共職業安定所で求職登録をしたうえで、手続きをしてください。



募集

中学生の皆さんへ

モンゴルの大自然の雄大さを肌で感じてみませんか

学校教育課学校教育グループ (☎38-5818)

将来を担う中学生の皆さんに、国際的な視野と見識を深めてもらうため、海外に派遣する中学生を募集します。

現地ではホームステイをして、学校訪問や星座観察、乗馬体験、民族音楽鑑賞などの体験活動を行いますので、ぜひ応募してください。

- 派遣先 モンゴル ウランバートル
- 派遣期間 8月4日(木)～11日(木・祝)7泊8日 ※日程については、変更になる場合があります。
- 応募資格 ①市内に在住の中学生(私立中学生も含む)、②心身ともに健康で、研修意欲が旺盛な生徒、③事前研修などに参加できる生徒、④保護者の同意が得られる生徒、⑤過去に派遣されたことのない生徒
- 募集人数 14人(中学3年生8人、中学1・2年生6人を原則とする。)
- 参加費用 1人3万円(個人的な経費は除きます。また、保険への加入をお願いします。)
- 申込方法 4月1日(金)から28日(木)までに参加申込書に必要事項を生徒本人が記入のうえ、市立中学校の中学生は在籍する学校へ、それ以外の中学生は、学校教育課へ提出してください。
- ★参加申込書は、学校教育課および各市立中学校にあります。
- ※なお、申込者に対して改めて選考会の案内等の通知はしませんので、ご注意ください。
- 選考方法 グループワーク・面接・英語インタビュー等を実施のうえ選考し、後日公開抽選で決定します。
- 選考会 5月7日(土)午後2時から市役所で行います。
- 抽選会 5月14日(土)午前10時から市役所で行います。
- ※選考会および抽選会両日とも本人の参加が必要となります。

岩倉市体育協会の会員

岩倉市体育協会事務局（生涯学習課スポーツグループ内 ☎38 - 5819）

名称	会場	とき	会費	対象	募集	責任者	申込先
ソフトテニス協会	野寄テニスコート	水・土・日曜日 午前9時～午後1時	入会金 2,000円 年 12,000円	高校生以上	多数	小池幸夫	会場で受付 小池幸夫 090-4447-3137
剣道連盟	岩倉中学校弘道館	月・金曜日 午後6時45分～9時30分	年 5,000円	中学生以上	多数	松岡良高 松下明房	会場で受付
	総合体育文化センター	土曜日 午後6時～9時					
居合道	岩倉中学校弘道館	水・土曜日 午後6時45分～9時30分	月 1,500円	小学校5年生以上	多数	松岡良高	会場で受付
柔道会	総合体育文化センター	火・木・土曜日 午後7時～9時	入会金 1,000円 年 5,000円	高校生一般	多数	小林勝輝 鉄屋征志	会場で受付 小林勝輝66-6922
テニス協会	野寄テニスコート	土・日曜日 午前9時～午後5時	入会金 3,000円 月 800円	一般	多数	深谷修啓	会場で受付
スキー部	未定	随時	入会金 1,000円 年 2,000円	一般	多数	長谷川雄一	長谷川雄一 090-1833-1028
山岳会	総合体育文化センター	例会・月2回 午後7時30分～9時	入会金 4,000円 年 6,000円	一般	多数	栗木洋明	加藤幸博 090-3445-0924
ゴルフ部会	未定	随時 電話で受付	年 1,000円	一般	多数	森 喜宏	森 喜宏 090-7030-7834
バスケットボール部	総合体育文化センター	土曜日 午後7時～9時	月 500円	一般	多数	山口友香	会場で受付

軟式野球・ソフトボール（男子・女子）を希望されるチームは、軟式野球（事務局）大野正昭（☎57 - 0205）、ソフトボール（事務局）については、小島保光（☎37 - 0472）までご連絡ください。

サッカー協会

名称	会場	とき	会費	対象	募集	責任者	申込先
サッカー	石仏スポーツ広場	第1・3土曜日 午前9時～午後5時 日曜日 午前9時～午後5時	年 12,000円	ジュニア一般 シニア	多数	服部光知哲	会場で受付
フットサル	総合体育文化センター	第2・4木曜日 午後7時～9時	1回 300円	女性（中学生以上）	多数	船橋 恵	会場で受付

卓球協会

名称	会場	とき	会費	対象	募集	責任者	申込先
北小卓球	市立体育館（北小学校内）	木曜日 午後7時30分～9時30分	年会費 一般 6,250円 65歳以上	一般 高校生	多数	谷 正明	会場で受付
東小卓球	東小学校体育館	日曜日 午前9時～正午	5,400円 高校生	一般 高校生 小・中学生	多数	曾我金作 八尾 弘	会場で受付
南中卓球	南部中学校体育館	水曜日 午後7時30分～9時30分	5,250円 小中学生	一般 高校生	多数	山田 晃	会場で受付
ママさん卓球	総合体育文化センター	木曜日 午前9時～正午	2,500円	女性	20人	森川員枝	会場で受付

空手道連盟

名称	会場	とき	会費	対象	募集	指導者	申込先
北空手道	総合体育文化センター	水・金曜日 午後6時30分～9時	入会金 2,000円 月 1,000円	一般 小・中・高校生	多数	太田勝己 田中伸行	会場で受付
五条川空手道	五条川小学校体育館	月・水曜日 午後7時～8時30分	入会金 2,000円 月 1,500円	一般 小・中・高校生	多数	船橋茂樹 丹羽金昇	会場で受付
東新町空手道	岩倉団地集会所	月・木曜日 午後7時～9時	月 3,500円	一般 小・中・高校生	多数	村松真理子 大石 武	会場で受付
	岩倉東小学校体育館	金曜日 午後7時～9時					

バレーボール協会

団体名	会場	とき	会費	対象	申込先
岩倉北バレーボール	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後2時30分～4時30分	月 300円	女性	会場で受付
岩倉南Vバレーボール	南小学校体育館	水曜日 午後7時～9時30分 土曜日 午後1時30分～4時30分	年 10,000円	女性	会場で受付
岩倉東バレーボール	東小学校体育館	水曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	女性	会場で受付
五条川バレーボール	五条川小学校体育館	土曜日 午後2時30分～5時	月 500円	女性	会場で受付
曾野バレーボール	曾野小学校体育館	火・土曜日 午後7時～9時30分	月 600円	女性	会場で受付
つくしバレーボール	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後7時～9時30分	年 10,000円	女性	会場で受付
岩倉FVI	市立体育館 (北小学校内)	月曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	高校生以上の女子	会場で受付

バドミントン協会

団体名	会場	とき	会費	対象	申込先
北小バドミントン	市立体育館 (北小学校内)	火曜日 午後7時30分～9時30分	月 700円	小学5年生以上	会場で受付
東小バドミントン	東小学校体育館	月曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	小学5年生以上	会場で受付
五条川小バドミントン	五条川小学校体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	小学5年生以上	会場で受付
曾野小バドミントン	曾野小学校体育館	木曜日 午後7時30分～9時30分	月 600円	小学5年生以上	会場で受付
南中バドミントン	南部中学校体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	月 700円	小学5年生以上	会場で受付
総体バドミントン	総合体育文化センター	木曜日 午前9時～午後1時	月 1,000円	一般	会場で受付 (現在申込中断)
		土曜日 午後7時～9時	月 1,000円	小学5年生以上	会場で受付

広報モニター

協働推進課広報情報グループ
(☎38 - 5802)

市では広報活動の内容を充実させるため広報モニターを募集します。

- **応募資格** 満20歳以上で市内に居住している人
- **募集人数** 12人
- **募集期間** 4月1日(金)～15日(金)
- **任期** 委嘱する日から平成29年3月31日(金)まで
- **業務内容**
 - ①市広報に関し調査等への協力
 - ②地域の身近な話題等の情報提供および取材協力
 - ③広報紙に掲載する情報等の執筆
 - ④広報モニター会議に出席
- **謝礼** なし



いわくら少年少女合唱団 第23期生

井上皮膚科 (☎37 - 2100) または、生涯学習課生涯学習グループ (☎38 - 5819)

歌の好きな人、私たちと一緒に楽しく歌いませんか。入団をお待ちしています。

- **参加資格** 小学校1年生から高校3年生までの児童、生徒で定例練習日に参加できる人。

年長児も練習体験ができます。

- **定例練習** 毎週土曜日

★第1・3土曜日…午後1時30分～3時30分 きらきら広場

★第2・4土曜日…午後1時30分～3時30分 みどりの家

※4月の定例練習日で練習体験ができます。

- **応募方法** 井上皮膚科までご連絡ください。

- **応募期間** 4月1日(金)～5月6日(金)

- **入団説明会** 5月7日(土)午後1時30分～ みどりの家

- **費用等** 入団金1,000円、団費月額1,500円、制服貸与料年額2,000円(他に楽譜代などが必要となります。)

※申し込みには保護者の同意が必要です。

- **今年度の主な予定**

★8月28日(日)愛知県少年少女合唱連盟第20回合唱フェスティバル

★11月6日(日)第45回市民音楽祭



第1回「岩倉軽トラ市」開催および出店者・広告掲載募集

岩倉軽トラ市実行委員会事務局（商工農政課内 ☎38 - 5812）

今年度は、場所を「八剣憩いの広場」から「JA愛知北岩倉支店駐車場および集いの広場」に変更して開催します。い〜わくんも遊びにきますので、皆さん、お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

第1回岩倉軽トラ市の開催

- **とき** 4月17日(日)午前9時～正午 ※小雨決行
- **ところ** JA愛知北岩倉支店駐車場および集いの広場（本町神明西11）
- **主な出品物** 農産物、飲食物、雑貨など ※出品物は変更されることがあります。
- **来場者駐車場** くすのきの家（中本町西出口15 - 1）

出店者募集

- **開催日** 第2回…5月15日(日)、第3回…6月19日(日)、第4回…7月17日(日)
- **開催時間** 午前9時～正午 ※小雨決行
- **ところ** JA愛知北岩倉支店駐車場
- **その他** 出店料、出店条件等詳細については、出店募集要領をご確認ください。出店募集要領は、市役所商工農政課で受けとるか、または、岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）からダウンロードすることができます。
- **募集締切日** 4月15日(金)

広告掲載の募集

- 第2回～第4回軽トラ市チラシへの広告掲載を募集します。
- **掲載情報** 出店者名、主力商品など文字数は20文字以内
 - **掲載料** 2,000円（半期分）
 - **申込締切日** 4月15日(金)
 - **その他** 申込方法等詳細については、出店募集要領をご確認ください。
 - **主催等** 主催…岩倉市、NPO法人いわくら観光振興会、主管…岩倉軽トラ市実行委員会、後援…岩倉市商工会、JA愛知北

ソフトテニス大会参加者

岩倉市ソフトテニス協会 小池
(☎37 - 1878)

- 岩倉市ソフトテニス協会では、市民ソフトテニス大会を開催します。
- **とき** 4月17日(日)受付：午前9時～、試合開始：午前10時～（雨天予備日4月24日(日)）
 - **ところ** 野寄テニスコート
 - **種目** 男女別ダブルス
 - **参加資格** 市内在住・在学・在勤者（高校生以上対象）
 - **参加費** 1人500円
 - **申込方法** 当日、会場で受け付けます。

図書館人形劇フェスティバル実行委員(ボランティア)

生涯学習課図書館グループ
(☎37 - 6804)

- 図書館では、毎年人形劇フェスティバルを開催しています。
- 本年は9月10日(土)に予定していますが、その企画・運営に携わっていただく実行委員を募集します。主な活動内容は、人形劇フェスティバルのPR、子ども手づくりコーナーの企画、当日の会場運営などです。フェスティバルまで月に1・2回程度集まっていただく予定です。
- **応募方法** 4月14日(木)までに図書館までご連絡ください（電話可）。

市民農園の利用者

商工農政課農政グループ
(☎38 - 5812)

岩倉市では、市民の皆さんに野菜作りなどの体験を通して、余暇の時間を楽しんでいただくため、市民農園を設置しています。

今回、空区画の募集を次のとおり行います。なお、申し込み多数の場合は、抽選を行います。

- **申込資格** 市内にお住まいの人。一世帯に一区画。
 - **利用期間** 5月～平成29年3月（1年更新で最長5年間の延長可）
 - **利用料金** 2,750円
 - **募集区画数**
 - ★大山寺町市民農園 1区画
 - ★鈴井町市民農園 2区画
 - ★稲荷町市民農園 4区画
 - ★石仏町市民農園 5区画
- ※稲荷町市民農園は、水道施設がありません。
- **申込期間** 4月1日(金)～18日(月)
 - **申込方法** 商工農政課にある利用申込書に記入のうえ、申し込んでください。
 - **抽選** 申込多数の場合は、4月25日(月)午前10時から、市役所7階第3委員会室で抽選を行います。

ミニミニコンサート「20周年記念コンサート」のオリジナル曲および出演者

地域交流センターみどりの家
(☎66 - 6700)

- 20年続けてきた「ミニミニコンサート」のラストコンサートです♪
- テーマは自由、演奏種目・ジャンルは問いません。
- **開催日時** 8月21日(日)午後2時～（2時間程度）
 - **応募締切** 4月30日(土)
- ※第1回打合せ会を5月7日(土)午後2時より行います。
- **その他** 出演者の謝礼はありませんので、ご了承ください。
- 申込用紙記入のうえ、みどりの家へお申込ください。

希望の家 夏休みの利用申込は5月1日からです

希望の家 (☎37 - 4191)

青少年宿泊研修施設「希望の家」の利用申込は、通常2カ月前から受け付けています。

5月1日(日)から7月分の受け付けとなりますが、夏休み時期でもあり、特別に8月分の申し込みも受け付けます。この時期は、特に青少年団体の利用を優先させていただきますので、ご了承ください。

なお、夏休み期間は、休館日の水曜日も臨時開館しますので、ご利用ください。

また、受付時に利用希望日が重なった場合は、抽選等で決めさせていただきます。

●**申込受付方法** 「希望の家」で直接申し込んでください。当日は電話およびインターネット受付を行いますので、ご注意ください。電話による仮申込受付は、5月2日(月)からとなります。

●**受付時間** 午前9時～午後5時

岩倉市民新人戦卓球大会参加者

岩倉市卓球協会事務局 稲垣 (☎37 - 8193)

岩倉市卓球協会では、新人戦卓球大会の参加者を募集します



●**とき** 5月15日(日)午前9時～

●**ところ** 総合体育文化センターアリーナ

●**種目** 男女別個人戦

●**試合方法** 予選リーグ、決勝トーナメントで行います。

●**参加資格** 市内在住または在勤で、小学生以上

●**参加費** 小学生・中学生200円、高校生・大学生・一般300円

●**申込期限** 4月24日(日)

●**申込先** 岩倉市卓球協会事務局 稲垣 (☎37 - 8193) または、岩倉市体育協会事務局 (生涯学習課スポーツグループ内☎38 - 5819)

ミニステージ・市民ギャラリーの利用者

生涯学習課生涯学習グループ (☎38 - 5819)

ミニステージ・市民ギャラリーについて

市役所の庁舎には、市民の皆さんに利用していただけるミニステージとギャラリーがあります。作品発表の展示会を開いたり、休日のひとときにサークルや仲間同士でコンサートを開いてみてはいかがでしょうか。

【ミニステージ】1階東玄関付近に位置する光あふれるステージです。少人数のアンサンブルなどに向いています。

●**利用時間** 土・日曜日の午前8時30分～午後4時30分 (庁舎管理上、利用できない日があります)

●**ジャンル** 自由 (ただし、カラオケは除きます)

●**舞台面積** 約6m×3.5m

●**設備** グランドピアノ、マイクなど (事前の利用申請が必要です)

【市民ギャラリー】2階レストラン入口に面し、窓からは庭園も見渡せる明るいスペースです。絵画や書、写真などの作品展示に適しています。

●**利用期間** 月曜日から日曜日までの7日間 (庁舎管理上、利用できない日があります)

●**利用時間** 午前8時30分～午後7時

●**ジャンル** 自由 (ただし、文化・芸術作品等の展示に限る)

●**展示スペース** 約22m

●**設備** 展示ボード (180cm×90cm)、ガラスケースなど (事前の利用申請が必要です)

【利用の申込について】

●**申込受付** 4月1日受付開始…7～9月利用分、7月1日受付開始…10～12月利用分、10月1日受付開始…1～3月利用分、1月4日受付開始…4～6月利用分

●**受付時間** 月～金曜日午前8時30分～午後5時 (休日を除く)

●**受付場所** 市役所6階生涯学習課生涯学習グループ

★利用申込できる人は市内在住または在勤・在学者に限ります。

★申込受付月の初日 (休日の場合、直後の平日) の午前9時の時点で希望日時の重なる申請があった場合は抽選となります。

【利用にあたっての注意事項】

★利用できない日 ①市役所が閉庁となる日、②その他、市長が管理上必要と認めるとき

★ミニステージ・市民ギャラリーとも利用料は無料ですが、開催される行事は無料で一般市民に開放されるものに限りません。

★市民ギャラリーの使用の際、監視者が必要な場合は主催者側で用意してください。

★市民ギャラリーの利用期間には、作品の搬入・搬出を含みます。

★ミニステージの利用時間にはセッティング、片付け、リハーサル等の時間を含みます。なお、会場整理などは主催者側でお願いします。

★土・日曜日の市役所駐車場は一般開放のため駐車場が満車場合があります。ミニステージ利用者等の駐車場は主催者側で確保してください。

★ミニステージは練習用に使用することはできません。

★ミニステージ・市民ギャラリーとも、物品・チケットの販売などの営行為や募金活動を行うことはできません。

★利用中の事故、作品の破損などについては責任を負いません。設備の破損等があった場合、実費を請求させていただく場合があります。

★申請の内容によっては利用をお断りする場合があります。

尾張北部地域産業保健センター 平成28年度 健康相談窓口

尾北医師会（☎95 - 7020）または、岩倉市商工会（☎66 - 3400）

- 相談対象者 従業者数50人未満の事業者やその事業所で働く人
- とき・担当医・医療機関名および主たる診療科名 下表のとおり
- 相談時間 午後2時～4時（受付・申し込みは、午後3時30分まで）
- 会場 岩倉市商工会館内相談室

実施年月日	担当医師	医療機関名	主たる診療科名
5月13日(金)	中川浩	ようてい中央クリニック	消化器科・内科・小児科・皮膚科・循環器科・呼吸器科・脳神経外科・整形外科・リハビリテーション科・糖尿病内科・内分泌内科・リウマチ科
9月2日(金)	押谷誠	おしたにクリニック	内科・消化器科・リハビリテーション科
平成29年1月6日(金)	野崎俊光	のぞき内科・循環器科クリニック	内科・循環器科・小児科

お知らせ

春の安全なまちづくり県民運動4月1日(金)～10日(日)

愛知県県民生活部地域安全課
（☎052 - 954 - 6176）

昨年、住宅対象侵入盗と自動車盗の発生件数が、愛知県は全国ワースト1位となりました。

これらの犯罪は財産だけでなく、身の危険を伴うこともあります。さらに、振り込め詐欺を始めとした特殊詐欺の被害が多発し、その被害額は前年を下回ったものの30億円を超えています。

犯罪被害にあわないためには、一人一人が常日頃から高い防犯意識を持ち、身近な対策を具体的に実践していくことが何より大切です。

運動の重点

- ★住宅を対象とした侵入盗の防止〈年間取組事項〉
- ★特殊詐欺の被害防止
- ★自動車盗の防止
- ★子どもと女性の犯罪被害防止



風しんワクチン予防接種の接種費用の助成について

健康課保健予防グループ（☎37 - 3511）

市では、風しんワクチン（麻しん風しん混合含む）予防接種の接種費用を助成します（平成28年4月から平成29年3月までの接種に限る。助成は1回のみ）。

●対象者 接種当日に岩倉市民で次のすべてに該当する人
①妊娠を予定または希望している女性（ただし、経産婦、妊娠中の人、風しんの罹患歴および風しんワクチン（麻しん風しん混合ワクチン含む）の接種歴がある人を除く）

②平成28年4月から平成29年3月までに受けた風しん抗体検査で、抗体が陰性と確認できた人

●助成金額 接種費用の2分の1（上限5千円まで）

●申請方法

- ①風しん抗体検査を受け、抗体が陰性であることの証明を受けてください。
- ②医療機関で接種し、全額実費払いしてください。その後、次の持ち物を持って、保健センターへ還付手続きにお越しください（申請期限は平成29年4月3日まで）。

●持ち物

- ・予防接種名および接種者本人氏名が記載された領収書（レシート不可）
- ・風しん抗体検査結果
- ・接種者本人名義の通帳
- ・印鑑（スタンプ式不可）
- ・接種日が記載されている書類（接種済証等）
- ・本人確認ができる書類（運転免許証等）

●接種費用の全額助成

岩倉市民で市民税非課税世帯（生活保護受給世帯等を含む）の人は接種費用を全額助成します。助成券（指定医療機関に限り使用可）を発行しますので、該当する人は接種前に申請してください（運転免許証、保険証等を持参）。

※平成27年1月2日以降に岩倉市に転入した人は、申請時期により前住所地の市町村民税非課税証明書（世帯全員分）が必要となる場合があります。

★風しん抗体検査は、平成28年4月から平成29年3月まで愛知県江南保健所で申込受付しています。詳しくは、愛知県江南保健所（☎56 - 2157・FAX54 - 5422）にお問い合わせください。

個人住民税の特別徴収について

税務課課税グループ (☎38 - 5806)

市では、個人住民税の特別徴収義務者の指定推進に取り組んでいます。地方税法の規定に該当する事業所につきましては原則全ての事業所を特別徴収義務者に指定します。

●**個人住民税とは** 個人の市民税と県民税を合わせた呼称です。個人住民税は私たちの日常生活に関わる、県や市町村の仕事である、福祉、保健、教育、ごみ、消防、道路などの費用を住民が分担しあう性格の税金で、地域社会を支える会費のようなものです。

●**特別徴収とは** 事業所が従業員に支払う給与から毎月個人住民税を天引きし、従業員にかわり市町村に納める方法です。

給与から天引きする金額は、年税額と各月ごとの金額が記載された「特別徴収税額通知書」を5月末までに事業所に送付します。事業所の担当者が所得税のように税額を計算する必要はありません。

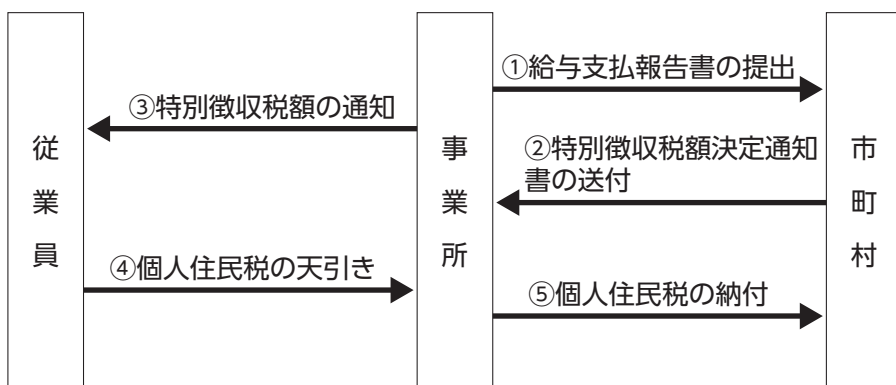
●**特別徴収義務者の指定** 地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、原則として特別徴収義務者に指定されます。

●**特別徴収の対象となる人** 前年に給与所得があり、その年の4月に雇用されていて毎月の給料が支給される見込みの人であれば、正規雇用だけでなく非常勤、パートなどの人であっても特別徴収の対象となります。

●**納入時期** 6月から翌年5月までの年12回の給料から天引きし、翌月の10日(10日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)までに納入していただきます。

なお、従業員が常時10人未満の事業所は、納期の特例の制度を利用することができます。これは申請をして、市長の承認を受けることにより、6月から11月分を12月10日まで、12月から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入するというものです。

●特別徴収の流れ



※給与収入がある人へのお知らせ

お勤めの会社での給与以外に収入(2カ所以上の会社での給与、不動産所得、譲渡所得など)のある人は、住民税額のうち、主たる会社での給与以外の収入に係る部分の税額を給与天引きではなく、自分で納付することができます。希望される人は毎年申出書を提出していただく必要があります。4月11日(月)までに税務課課税グループへ提出をお願いします。

※申出書については、岩倉市ホームページ(アドレス裏表紙参照)からダウンロードできます。また、市役所2階税務課でも配布します。

春の全国交通安全運動 4月6日(水)～15日(金)

愛知県県民生活部地域安全課
(☎052 - 954 - 6177)

新年度を迎え、新入学児童や新社会人が、通学や通勤で新たな交通行動に参加することとなり、不慣れな環境のもとでの交通事故の発生が心配されます。

また、気候もよくなり、行楽などで自転車を使ったり、高齢者が外出する機会が増えたりして、交通事故の危険性が高まります。さらに、歓送迎会や花見のシーズンでもあり、飲酒の機会が増えることから、飲酒運転による交通事故も心配されます。

運動の基本

★子どもと高齢者を交通事故から守ろう

取組重点

★自転車の安全利用を進めよう

★後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

★飲酒運転を根絶しよう

4月2日～8日は発達障害啓発週間です

福祉課障がい福祉グループ
(☎38 - 5809)

毎年4月2日から8日は「発達障害啓発週間」、4月2日は「世界自閉症啓発デー」です。

自閉症を始めとする発達障害に対する理解と関心を深めていただき、障害のあるなしによって分け隔てることなく、誰もが幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指し、全国各地でブルーライトアップ等の活動が行われます。

市でも岩倉駅東ロータリーの一部をブルーにライトアップしますので、ご理解とご協力をお願いします。

●**とき** 4月2日(土)～8日(金)日没～午後9時

固定資産（土地・家屋）の価格等の縦覧

税務課課税グループ
(☎38 - 5806)

固定資産税の縦覧制度は、納税者のみなさんが他の土地や家屋の価格との比較を通じて自己の資産の価格が適正に評価されているかを判断していただくための制度です。

●とき 4月1日(金)～5月2日(月)午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

●ところ 税務課課税グループ

●縦覧できる帳簿

★土地価格等縦覧帳簿（記載事項…所在・地番・課税地目・課税地積・評価額・市街化区分）

★家屋価格等縦覧帳簿（記載事項…所在・地番・家屋番号・構造・用途・課税床面積・評価額・建築年）

●縦覧できる人 市内に所在する土地または、家屋を所有している納税義務者と同居の親族・納税管理人・納税義務者の委任を受けた代理人。

なお、土地だけを所有している人は土地の縦覧帳簿のみ、家屋だけ所有している人は家屋の縦覧帳簿のみご覧になれます。

●手数料 無料

●持参していただくもの 納税義務者であることが証明できるもの（納税通知書・運転免許証等）

また、代理人が縦覧される場合は、納税義務者と代理人の押印がある委任状（法人の場合は、委任状に代表者印を押印したもの）が必要です。

愛知県立名古屋盲学校 教育相談

愛知県立名古屋盲学校
(☎052 - 711 - 0009)

見えにくい、見えないことで困っているお子さんの生活や学習についてお気軽にご相談ください。相談は無料です。

詳しくは、愛知県立名古屋盲学校までお電話ください。

市税等に過誤納金の還付が生じた際の手続きについて

税務課収納グループ (☎38 - 5806)

市税等に過誤納金の還付金が生じた場合には、皆さんに請求書を提出していただいて還付手続きを行っていますが、4月から口座振替を利用いただいている人に過誤納金の還付が生じた場合には、申込手続きをしてある指定口座へ直接還付するよう取扱いを変更しました。なお、振込までには、還付の通知後1カ月程度かかりますので、ご了承ください。

対象となる市税等	問合先	電話番号
市県民税 固定資産税・都市計画税 軽自動車税	税務課収納グループ	☎38 - 5806
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	市民窓口課保険医療グループ	☎38 - 5807
介護保険料	長寿介護課介護保険グループ	☎38 - 5811

幼児2人同乗用自転車購入費を補助します

子育て支援課児童グループ (☎38 - 5810)

岩倉市では、幼児2人同乗用自転車（通称、3人乗り自転車）を購入される人に補助をしています。

幼児2人同乗用自転車を購入したい子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもと保護者の安全を図るため、幼児2人同乗用自転車の購入費の一部を補助しています。

●補助の対象となる人

- ①市内に住所を有し、現に居住している人
- ②購入時において6歳未満（0～5歳）の子が2人以上いる人
- ③ご自身が養育する幼児を同乗させるために使用する人
- ④本人または同一世帯の人が、この補助金を受けていないこと

●対象となる自転車

- ①社団法人自転車協会の制定している「BAAマーク（安全・環境基準適合車マーク）」と幼児2人同乗用自転車安全基準に適合し「幼児2人同乗基準適合車のマーク」が貼付されているもの。
- ②運転者の座席とは別に幼児2人が同乗できる座席を設置したもの。
- ③財団法人日本交通管理技術協会の発行する自転車安全点検整備済証（TSマーク）が貼付されているもの。
- ④市に販売を登録した事業者（下表の指定店）から購入したものであること。
※中古品や転売品は対象となりません。

●補助金額 幼児2人同乗用自転車購入費の2分の1（100円未満は切り捨て、上限25,000円）

●購入方法 補助を受けたい人は、子育て支援課で交付申請をしてください。要件に該当する人には補助券をお渡ししますので、補助券を指定店にお渡しのうえ購入いただくと、補助額分が割り引かれます。

指定店名	所在地	電話番号
いとうサイクル	本町畑中21	☎37 - 0461
井上サイクル商会	八劔町17	☎37 - 1744
ブライトンサイクリー	下本町燈明庵136-6	☎37 - 2529
横定サイクル商会	下本町城址19	☎37 - 0509
カーマホームセンター21岩倉店	八劔町長野1 - 1	☎65 - 5611

意欲的な農業者の農業活動を支援します
「岩倉市農業振興事業助成制度」

商工農政課農政グループ (☎38 - 5812)

農業者等の皆さんが取り組まれる農業振興事業に対する助成を行っています。

●**助成対象事業・金額** 市内の認定農業者・農業活動団体等が行う下表の事業を対象とします。

なお、審査会で審査のうえ、助成の決定を行います。

●**事業期間** 平成28年度中に実施される事業

●**申請手続** 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、4月28日(木)までに商工農政課へ提出してください。

事業区分	助成事業	助成金額
農作物等振興事業	ブランド野菜等の振興や地産地消の推進など、農作物の消費拡大や振興に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、個人5万円、団体30万円を上限とする。
農業経営等支援事業	オペレータの育成や新規就農者の育成、農業機械の整備など、地域農業者の経営の安定に寄与するものであること。ただし、オペレータとして愛知北農業協同組合の委託を受ける者又は認定農業者等の認定者若しくは認定を受けようとする者であること。	事業費の3分の1以内 ただし、100万円を上限とする。
遊休農地等活用推進事業	農業体験農園やふれあい農園等の整備など、遊休農地の活用に関与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、1,000円/10㎡を上限とする。
都市景観農業振興事業	景観作物の栽培など、都市景観農業の向上に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、個人5万円、団体30万円を上限とする。
交流事業	農業者と消費者との交流や、農業振興に資するイベントなど、農業に対する理解促進に寄与するものであること。	事業費の3分の1以内 ただし、団体のみで、50万円を上限とする。
その他の事業	その他、農業振興に寄与するもので、審査会の意見等に基づき、市長が特に必要と認める事業。	事業費の2分の1以内 ただし、30万円を上限とする。

市税を一時に納付することができないときは

税務課収納グループ
(☎38 - 5806)

市税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、市に申請することにより財産の換価（売却）や差押えなどが猶予される2つの制度があります。

●**換価の猶予** 市税を一時に納付することにより事業の継続または、生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

●**納税の猶予** 災害、病気、事業の休廃業などによって市税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

※申請できる要件や制度の詳細は、岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）でご確認ください。

水道水を安心して飲用していただくために

上下水道課上水道グループ
(☎38 - 5816)



●**内容** 市では、安心して水道水を飲用していただくために、水道法に基づき、定期的に水質検査を実施しています。

水質検査の計画と結果については、上下水道課でいつでもご覧いただけます。また、市ホームページ（アドレス裏表紙参照）でも公開しています。

お知らせ

平成28年度の65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料をお知らせします

長寿介護課介護保険グループ（☎38-5811）

65歳以上の人（第1号被保険者）の平成28年度の介護保険料は下表のとおりです。

年金から保険料が天引きされる特別徴収の人には「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を、また、銀行等の金融機関の窓口や口座振替で納めていただく普通徴収の人には「納入通知書（仮徴収額通知書）」を4月上旬に送付します。

なお、保険料を算定する基礎となる平成27年中の所得金額が確定していないため、ご案内する保険料は仮算定額となっています。所得金額の確定後の本算定額および月別の納付額は、7月上旬にお知らせします。

平成28年度所得段階別介護保険料

平成27～29年度の基準額（月額）	4,814円（所得段階の第5段階の額）
-------------------	---------------------

所得段階	対象者	計算方法 (100円未満切り捨て)	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人	4,814円×0.45×12カ月	25,900円
	本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	4,814円×0.63×12カ月	36,300円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4,814円×0.75×12カ月	43,300円
第4段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,814円×0.88×12カ月	50,800円
第5段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	4,814円×1.0×12カ月	57,700円
第6段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円未満の人	4,814円×1.13×12カ月	65,200円
第7段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	4,814円×1.25×12カ月	72,200円
第8段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	4,814円×1.5×12カ月	86,600円
第9段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	4,814円×1.65×12カ月	95,300円
第10段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	4,814円×1.75×12カ月	101,000円
第11段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が800万円以上の人	4,814円×1.85×12カ月	106,800円

※同一世帯であるか否かは、4月1日時点の住民登録（年度途中で資格取得したときは資格取得日）で判定します。

※年度途中で第1号被保険者の資格を取得または喪失した場合は、上記年額から月割計算します。

※第1段階の乗率0.45は別枠公費による負担軽減によって0.5から変更されています。

イベント

募集

健康

お知らせ

愛知県後期高齢者医療制度の協定保養所利用助成事業

愛知県後期高齢者医療広域連合給付課 (☎ 052 - 955 - 1205)

被保険者の皆さんの健康の保持増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用できます)。

ところ	協定保養所名	電話番号
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211

●**ご利用方法** 協定保養所への申込時に「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝えてください。宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証を提示してください。精算時に利用料金から1,000円を差し引きます。

※初回利用の際に「利用カード」が交付されますので、2回目以降は、保険証と利用カードを提示してください。

合併処理浄化槽の設置費に補助します

環境保全課環境グループ (☎ 38 - 5808)

●**補助対象となる地域** 尾張都市計画下水道岩倉公共下水道に係る都市計画決定区域を除く市内全域

●補助対象条件

- ・浄化槽法に基づく構造基準に適合するもの
- ・生物化学的酸素要求量(BOD)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有する20人槽以下の合併処理浄化槽

●対象とならない人

- ・浄化槽法に基づく設置の届出の審査または、建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する人
- ・住宅を借りている人で、賃貸人の承諾を得られていない人
- ・実績報告時に設置場所に住民登録しない人および居住しない人
- ・自らの住居を目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置する人
- ・徴収金(岩倉市税条例第2条第2号で定める市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金および滞納処分費をいう。)を滞納している人
- ・岩倉市暴力団排除条例第2条に定める暴力団および暴力団員であると認められる人

●補助限度額

- ・既存の単独処理浄化槽または汲み取りを廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合

5人槽	33万2千円
6～7人槽	41万4千円
8～10人槽	54万8千円
11～20人槽	93万9千円

- ・住宅を新築または増改築をするに伴い合併処理浄化槽を設置する場合
20人槽以下 5万円

「成年後見制度」をご存知ですか？

名古屋家庭裁判所一宮支部
(☎0586 - 73 - 3162)

例えば、こんな心配はありませんか？

★ひとり暮らしの母親が認知症で、使いもしない高額な健康器具を次々と買ってしまう。

★アルツハイマー病と診断されたが、これからも自分の意思で暮らしていきたい。

★親が亡くなった後、知的障害のある子どもの将来が不安。

★認知症の父が所有する不動産を売却して、入院費にあてたい。

成年後見制度は、本人の判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律や生活面で支援する制度です。

制度を利用するには

家庭裁判所に申し立て、本人の援助者(後見人など)を選びます。援助者は、本人に代わってさまざまな契約をしたり、本人が一人で行った契約を取り消したりすることで、本人が不利益を被らないように支援します。

申し立てできるのは

本人・配偶者・4親等内の親族です。身よりのない人の場合は、市町村長が申し立てることもできます。申し立ての際は、一定の費用が必要になります。

現在は十分な判断能力がある人でも、将来に備えてあらかじめ自分で援助者を選んでおく制度もあります。

申し立て先は

本人の住所地を管轄する家庭裁判所で申し立てを行います(岩倉市にお住まいの人は、名古屋家庭裁判所一宮支部へ)。



狂犬病予防注射を受けましょう

環境保全課環境グループ（☎38 - 5808）

●**狂犬病とは** 狂犬病は、咬傷などから侵入したウイルスにより神経が侵される病気であり、発症すればほぼ100%死に至る恐ろしい病気で、現代の医学をもってしても有効な治療法はありません。日本では昭和32年以来国内で狂犬病にかかった犬の発生を見ていませんが、世界保健機構によると、外国では年間約5万5千人が狂犬病で死亡していると報告されています。海外との交流が容易になった昨今、日本国内で狂犬病が発生する危険性は十分に考えられます。

●**予防するには** この恐ろしい狂犬病ですが、有効な治療法は現在のところ確立されていません。ですから、感染しないようにするためには犬にワクチンを接種させ、免疫をつけさせるしかありません。日本では、狂犬病予防法により飼い犬に狂犬病予防注射をすることが義務付けられています。生後90日を過ぎたら必ず犬の登録と狂犬病予防注射をしてください。また、狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けてください。

●**集合注射の案内** 岩倉市では下表のとおり狂犬病予防集合注射を行います。日時と場所を確認のうえ、最寄りの会場にお越しください（状況によって予定時間より遅れる場合があります）。狂犬病予防注射のお知らせはがきが、登録されている飼養者あてに送付されますので、注射会場に必ず持参してください。記載内容に誤記、変更等がありましたら、内容を訂正して持参してください。問診票は飼養者の人が必ず記入してください。

また、事故防止のため、会場へは飼い犬を制御できる人がお連れください。犬のふんは飼養者の責任で始末するようにしてください。

●**注射料金について** 注射料金は1頭3,400円です（内訳 狂犬病予防注射料金2,850円、狂犬病予防注射済票交付手数料550円）。登録されていない犬は別途犬の登録手数料3,000円が必要です。おつりのいらないようお願いいたします。

●**狂犬病予防注射済票の交付** 個別に動物病院で狂犬病予防注射を受けられた場合は、狂犬病予防注射済票の交付が受けられないことがあります。その場合は、獣医師発行の狂犬病予防注射済証明書をお持ちになり、環境保全課へお越しください（狂犬病予防注射済票交付手数料550円が必要です）。また、犬が病気や高齢などの理由で予防注射が受けられないときは、獣医師発行の「狂犬病予防注射猶予証明書」を環境保全課へご提出ください。

●**変更の届け出** 登録後、犬が死亡した場合や、犬の所在地・飼養者など登録事項に変更があった場合は、手続きが必要になりますので、環境保全課までご連絡ください。



実施日	実施会場	時間
4月11日(月)	石仏会館	午後1:00～1:25
	八剣会館	午後1:40～2:05
	東町会館	午後2:20～2:45
	大矢公園(栄町)	午後3:00～3:15
4月12日(火)	大上市場会館	午後1:00～1:30
	新しいづみ公園(西市町)	午後1:45～2:05
	稲荷町稲荷社	午後2:20～2:40
	下本町神明生田神社	午後2:55～3:15
4月13日(水)	北島町公会堂	午後1:00～1:35
	野寄町公会堂	午後1:50～2:05
	川井町白山社	午後2:20～2:40
	大山寺町生田明神社	午後2:55～3:10
4月14日(木)	大地町坂折社	午後1:00～1:35
	曽野町公会堂	午後1:50～2:15
	大市場町公会堂	午後2:30～2:55
4月15日(金)	清掃事務所駐車場(石仏町)	午後1:00～1:25
	市役所東駐車場	午後1:45～2:10
	消防署東側防災公園	午後2:25～2:50

国民年金保険料の学生納付特例制度

市民窓口課窓口グループ (☎38-5807) または、一宮年金事務所 (☎0586-45-1415)

学生の皆さんの保険料の支払いを猶予し、社会人になってから納めることができる学生納付特例制度があります。

●**対象者** 国民年金の第1号被保険者として強制加入となっている20歳以上の学生で、本人の前年所得額から各種控除後の金額が118万円以下の人。

ただし、各種学校などで、修業年限が1年末満の学校に通う学生は対象となりませんのでご了承ください。

●**持ち物** 年金手帳・学生証（または在学証明書）・印鑑

●**申請期間** 申請月の2年1カ月前～申請月の年度末

承認されると…

①万一の事故や病気で障害が残ったときでも、一定の要件を満たしていれば、「障害基礎年金」が受けられます。

②承認期間は、老齢基礎年金を受けるための受給資格期間には算入されますが、年金額の計算には入りません。

③10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます（追納）。追納をするときは、管轄の年金事務所または市役所で手続きが必要です。3年目以降に納めるときは、当時の保険料に加算額がつきますので、早めに納めることをお勧めします。

国民年金保険料・国民年金給付額

市民窓口課窓口グループ (☎38-5807) または、一宮年金事務所 (☎0586-45-1415)

●**国民年金保険料** 月額16,260円

●**国民年金給付額** 老齢基礎年金の年金給付額（満額）は、年額78万100円です。

アダプトプログラム(公園・道路等の里親制度)にご参加を!

環境保全課環境グループ (☎38-5808)



岩倉市では、自分たちの住むこの街をきれいにしよう、自分たちの地域に愛着を持ってもらおう、そんな気持ちを持つ市民のみなさんによる、アダプトプログラム（公園・道路等の里親制度）を実施しています。

アダプトプログラムとは？

「アダプト」とは英語で、「養子にする」という意味で、公園・道路等を「里子」と見立てて、市民の皆さんが「里親」となって定期的に空き缶、吸い殻等の散乱ごみを収集して環境美化活動を行うというものです。参加団体等には、市から活動に必要なごみ袋、清掃道具、腕章等を提供します。また、市と活動内容等について、簡単な合意書を取り交わしていただきます。

主な内容

●**清掃美化する区画** ボランティアとなる市民や団体、企業が「里親」として一定区画（公園・道路等）を自分の「里子」とみなし、定期的に清掃し面倒を見ていただきます。身近なところを自分のできる範囲の清掃で結構です。

●**対象** スポーツ団体、趣味サークル、友人グループなどの団体および個人、企業

●**活動内容** 公園・道路等の環境美化活動（空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集および除草等）

●**支給物品** ごみ袋、清掃道具、腕章等

●**手続き** 里親を希望される人は、環境保全課に用意してあるアダプトプログラム申込書に必要事項を記入し、提出してください。

環境家計簿をつけてみませんか

環境保全課環境グループ (☎38-5808)

わたしたちが豊かで快適な生活を送るためには、電気・ガス・ガソリンなどの化石燃料の消費が必須であり、それにより多くの温室効果ガスが排出されています。温室効果ガスは地球温暖化の主な原因の一つであり、その排出量は年々伸びています。これ以上地球温暖化の進行に拍車をかけないために、一人ひとりのみなさんの協力が不可欠になっています。

そこで市では、家庭における地球温暖化対策を支援するため、市ホームページ（アドレス裏表紙参照）に環境家計簿を掲載しています。この環境家計簿は、2年間の電気・ガス・ガソリンなど皆さんが普段使用する燃料等の使用量および料金を月単位で記録し、普段の生活でどれくらい温室効果ガスを発生させているか、また、使用量の削減でどれくらい家計にやさしくなるかを目で見分けるようにしたものです。

ぜひ、みなさんの取組で、環境にも家計にもやさしい生活を送ってみましょう！

●環境家計簿掲載先アドレス

<http://www.city.iwakura.aichi.jp/guide/cllm400000002e6g.html>

ツールをご利用ください！

都市整備課整備グループ (☎38-5814)



●**内容** 市役所の西側を南北に通じる市道新柳通線の栄町1丁目交差点から大地新町交差点までの両側の歩道に、ツールを合計12基設置しましたので、休憩などでお気軽にご利用ください。

平成28・29年度入札参加資格
審査申請を受け付けています

行政課契約検査グループ
(☎38 - 5800)

市では、平成28・29年度に発注する物品の買入れまたは業務委託および工事など（設計・監理・調査測量を含む）の契約に係る指名競争入札等に参加を希望される人の資格審査申請を受け付けています。市内で事業を営まれている人はぜひ申請してください。

受付はいつでもインターネットを使用した電子申請により行っています。

電子申請

●申請方法

・建設工事、設計・測量・建設コンサルタント

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のホームページ（<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>）にアクセスし、利用規約等に基づき申請してください。

・物品の買入れ、業務委託等

あいち電子調達共同システム（物品等）のホームページ（<http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>）にアクセスし、利用規約等に基づき申請してください。

※なお、申請に必要な別送書類は、市ホームページ（アドレス裏表紙参照）をご覧ください、必要な人は郵送または持参してください。

●受付期限（随時受付）

・建設工事、設計・測量・建設コンサルタント

平成30年1月31日(水)まで（午前8時～午後8時（土・日曜日、祝日を除く））

・物品の買入れ、業務委託等

平成30年2月15日(木)まで（午前8時～午後8時（土・日曜日、祝日を除く））

住宅用太陽光発電システムの設置費を補助します

環境保全課環境グループ（☎38 - 5808）

市では、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、次のとおり設置費を補助します。

●対象システム 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流有りで連結する太陽光発電システムで未使用のもの

●補助対象者

①市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする人、または市内において自ら居住するため、新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする人

②市内で自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅を購入しようとする人

●補助の金額 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワット。出力5キロワットを超えるものについては5キロワットとして計算）に16,000円を乗じた額

●申込方法 環境保全課環境グループに用意してある申請書を提出してください（申請書は市ホームページ（アドレス裏表紙参照）からダウンロードすることもできます）。

「緑の募金」にご協力をお願いします

都市整備課計画グループ
(☎38 - 5814)

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づいて行われています。集められた募金は、学校・公園等への植樹、緑化木・草花の配布、みどりの少年団の育成、樹木診断等、身近な緑化の推進や森林整備に関する事業費に充てられます。

愛知県では、春の緑の募金期間として4月1日から5月31日まで、「緑の募金」キャンペーン活動を行います。

また、募金期間は愛知県春の緑化強調期間とも重なり、県植樹祭をはじめとしてさまざまな緑化運動が行われます。

緑をふやし、緑をまもり、緑をひろげる活動に、ぜひご協力をお願いします。

●募金取扱機関

・県下各市町村役所・役場
・愛知県尾張農林水産事務所

●実施主体 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会

平成28年度年金出張相談日

市民窓口課窓口グループ（☎38 - 5807）または、一宮年金事務所（☎0586 - 45 - 1417）

一宮年金事務所職員による年金出張相談を開設します。厚生年金、国民年金を含めた年金全般（共済年金を除く）の相談や手続きができます。

混雑時には、相談の受付を制限させていただきます場合があります。

●開催日時 5月18日(水)・7月6日(水)・9月7日(水)・11月2日(水)・平成29年1月5日(木)・平成29年3月1日(水)午前10時～正午、午後1時～3時

●開催場所 市役所1階市民相談室

●持ち物 年金手帳、年金証書、印鑑、代理の場合は委任状。

請求手続き等の場合は、あらかじめ一宮年金事務所に必要なものをお問い合わせください。

※お急ぎの場合は、一宮年金事務所または他の年金事務所をご利用ください。

友好交流宿泊助成事業のご紹介

秘書企画課企画政策グループ (☎38-5805)

岩倉市では、市民の皆さんが友好交流市である福井県大野市に宿泊する場合、費用の一部を補助しています。



～大野市のみどころ紹介～

●越前大野城 越前大野城のある亀山公園では4月3日(日)から20日(水)までぼんぼりが灯され、夜桜が楽しめます。また、芽吹き始めた若葉の鮮やかさと、大野の名産品が堪能できる「九頭竜新緑まつり」が5月14日(土)、15日(日)に開催されます。

●対象

市民の皆さん(小学生以上)が対象の施設に宿泊される場合、4月から翌年の3月までの期間で1回助成します。

●助成金額

★ホテル・民宿など

大人・子ども(小学生以上)ともに1人につき3,000円

★和泉前坂家族旅行村 1棟につき2,000円

★ホテルフレアール和泉コテージ

食事付の場合 1人につき3,000円

食事無の場合 1棟につき3,000円

●利用方法

- ①宿泊施設に予約してください。
- ②代表者の印鑑を持参のうえ、市役所(1階観光情報ステーション(情報サロン)・5階秘書企画課)で申請してください。宿泊助成券をお渡しします。
なお、申請の際に利用者全員の住所、氏名が必要です。
- ③宿泊助成券を宿泊先にお渡しください。

大野市へのアクセス

自動車 約2時間

一宮IC(東海北陸自動車道) 白鳥IC(国道158号線) 大野

電車 約3時間10分

名古屋(JR北陸本線特急) 福井(JR越美北線) 大野

●ホテル・民宿等

名称	電話	料金 (大人1泊2食料金を含む)
国民宿舎 パークホテル九頭竜	0779-78-2326	7,500円～
九頭竜温泉 ホテルフレアール和泉	78-2536	9,180円～
林家	78-2163	6,500円～
プチホテル PaPaMaMa	78-2226	6,300円～ (朝食のみ)
林湊	65-6836	5,500円～
阿さひ旅館	66-2075	9,800円～
扇屋旅館	65-5858	8,640円～
大清水旅館	65-2250	6,800円～
楠旅館	65-1886	7,350円～
こし路荘旅館	66-0012	7,500円～
俵屋旅館	66-3807	9,720円～
にしき旅館	65-2275	6,480円～ (朝食のみ)
旅館ふじや	66-2259	6,000円～ (朝食のみ)
中島屋旅館	66-2472	7,560円～
料理旅館三浦屋	66-2505	12,960円～
美登里旅館	65-2279	7,500円～
旅館やまと	65-1863	7,560円～
山本旅館	66-2644	7,560円～
弥生旅館	66-2860	8,100円～
ホテル サンレア21	66-1811	7,300円～ (朝食のみ)

●ケビン・コテージ

施設名	電話	料金(1泊1棟)	利用期間	施設規模
和泉前坂家族旅行村	0779-78-2248	4人用6,200円	4月～10月	ログケビン20棟
九頭竜温泉 ホテルフレアール和泉コテージ	78-2536	4人用15,120円～(食事付は、大人9,180円～)	1年中(冬季は雪により利用できない場合もあります)	コテージ7棟

- ・施設ごとの詳細については大野市観光協会(☎0779-65-5521)または、各施設へ直接お問い合わせください。
- ・人数、時期などにより料金が割増になる場合があります。

お知らせ

保護樹・保護樹林に登録してください

都市整備課計画グループ (☎38 - 5814)

市では、市民の身近な緑の保護、保全を図るため、社寺境内等の樹木または樹林、あるいは屋敷林等、民有地の緑を「保護樹・保護樹林」として指定する制度を設けています。

該当する樹木等の所有者または管理者は、積極的に申請してください。

●平成27年度末の指定状況

- ・保護樹…88本
- ・保護樹林…9カ所

●指定基準

- ・保護樹…地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上または高さが15m以上のもの
- ・保護樹林…樹林として存する土地の面積が500平方m以上のもの

●報奨金額

- ・保護樹…1カ所1本年額2千円、2本以上は年額5千円
- ・保護樹林…1カ所年額1万円

●保護樹等指定の申請期間 4月1日(金)～28日(木) (土・日曜日は除く)

●樹勢診断と治療の助成

指定した樹木が損傷、あるいは病虫害等が原因で衰えた場合は、市で派遣する樹木医によって樹勢診断を受けることができます(診断費用は市が負担します)。

診断結果を踏まえ、所有者等と市が協議し、治療が必要であると認めるときは、治療に必要な経費の2分の1の額(1本あたりの限度額は10万円)を助成します。

また、今年度から新たに保護樹等の維持管理に必要なせん定に対する助成と賠償責任保険への加入を行います。

●せん定費等助成

助成額はせん定費等の対象経費の2分の1の額(1カ所あたりの限度額は10万円)とします。

●賠償責任保険の加入

保護樹等の枝が折れたために通行人に怪我を負わせた場合や倒木によって隣接家屋を損壊させた場合などに対応する賠償責任保険に市が加入します。



不用品データバンク

商工農政課商工観光グループ
(☎38 - 5812)

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。交渉は当事者間で行っていただきます。

登録物品(3月10日現在)

●譲ります(有償)

登録なし

●あげます(無償)

たんす、電気式餅つき器、ひな人形(7段)、都市ガス用リンナイグリル付ガステーブル、学習机、ベビーカー、カセットプレイヤー、小型金庫、新品新生児サイズおむつ

●求めます

3人乗り自転車、デスクトップ型パソコン、可変速付自転車、ベビークーファン、プロパン用ガスコンロ、ジュニアシート、岩倉幼稚園用品(手提げカバン、体操服、体操服用ぼうし、冬用通園ぼうし(姉妹園のものでも可))、バンボ
※掲載中のものでも、交渉中や交渉が成立している場合があります。

市ホームページ(アドレス裏表紙参照)でも確認できます。



予約の多かった本

(1月～2月)

- ①あの日
(小保方 晴子著)
- ②人魚の眠る家
(東野 圭吾著)
- ③天才
(石原 慎太郎著)

★りきしの春
木野 豊田 たくみ 原作
コトラ 作画
本 秀康 絵
※その他の新着図書については、図書館ホームページ
(<http://www.iwakura-libary.com/>)をご覧ください
(ホームページから貸出中の図書の予約ができます)。
※4月は11日(月)、18日(月)、25日(月)が休館日です。

★きつぷでGo! あの新幹線を追え!
児童新着図書
永倉 仁史 監修

★子どもの花粉症・アレルギー性鼻炎を治す本
住野 よる 著

★また、同じ夢を見ていた
一般新着図書

新着図書のご案内



各種相談一覧

市民相談 市民相談室（☎38 - 5822）

市民相談室は市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。
なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

相 談	と き
一般・消費生活相談	月～金曜日（祝日、振替休日を除く）午前9時～午後4時
消費生活専門相談	毎月第1～4金曜日（祝日、振替休日を除く）午前9時～正午
法律相談（予約制） （各回定員6人）	4月12日(火)・27日(水)午後1時～4時 ※4月1日(金)午前9時から市民相談室で当月分の予約を受け付けます（先着順、電話可）。
人権相談	4月8日(金)午後1時～4時
行政相談	4月8日(金)午後1時～4時
登記相談	4月13日(水)午後1時～4時
不動産相談	4月14日(木)午後1時～4時
戦没者遺族相談	4月15日(金)午後1時～4時
心の相談電話 （☎37 - 7867）	毎週月曜日午前10時～午後4時（祝日、振替休日除く）

その他の相談

相 談	と き	ところ	問合先／備考
多重債務者相談 （無料）	4月21日(木) 午後1時～4時 ※予約優先（毎月第3 木曜日同時間開設）	市役所1階市民相談室	クレサラあしたの会（☎090 - 3252 - 5652） 相談員：司法書士、ボランティアスタッフ 相談内容：クレジットサラ金返済問題 解決、借入に頼った生活の見直し、借 入金の法的整理後の生活再建支援、ヤ ミ金など ※相談の際には契約書等の借入のわか る書類をお持ちください。

Hello Dustin 「カナダの国民」



岩倉市国際交流員
Dustin Gauci
ダスティン・ガウチ

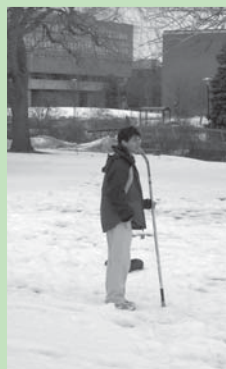
カナダのクイズです！ 皆さんは次の3つの質問のうち正しいものはいくつあると思いますか？

第1問。全てのカナダ人ははまくら（雪で作った家）に住んでいる。

第2問。全てのカナダ人はアイスホッケーができる。

第3問。カナダ人は毎日メープルシロップを食べている。

皆さんの答えが全て「いいえ」なら正解です。この質問は全て間違っています。カナダ人に対するこの様な先入観があります。カナダの最北の極寒の地に住んでいるイヌイットなどの先住民には、「イグルー」という雪で作った家に住んでいる人もいます。このイグルーは普段はキャンプの時や吹雪の際の緊急用シェルターとしても作られたりします。しかし、多くのカナダ人は普通の家やアパートに住んでいます。また、カナダでは、アイスホッケーが人気です。アイスホッケーをテレビ鑑賞する人は多いですが、皆がアイスホッケーをする訳ではありません。最後に、カナダはメープルシロップで



▲スノーホッケーをするダスティン

有名ですが、カナダ人がメープルシロップを食べるのは、平均、週に1度で、毎日食べているわけではありません。

外国でも、日本に関するいくつかの先入観があります。例えば、日本人はみんな空手ができるとか、日本人は誰でも着物を自分で着ることができるとか、毎日寿司を食べているなどです。皆さんはいくつ当てはまるでしょうか？ もちろんこれらも正しい訳ではありません。私たちはニュースやテレビ、映画を見てみると海外の生活をよく目にしたり聞いたりします。そのお陰で、海外の人たちについて、イメージすることができますが、間違った先入観も多くあります。

世界中のそれぞれの国には、文化や生活にさまざまな特色があつて、いろいろな絵の具を使って描かれた絵のようです。外国を理解するためには、その国の人と話す事が大事だと私は思います。まずは簡単な挨拶から始めてください。そうすれば、日本以外の国の文化や伝統、ライフスタイルを知り、楽しむ素敵なきっかけになると思います。

★Hello Dustin (英訳版) は市ホームページ (アドレス裏表紙参照) で見るすることができます。

Departamento de Informações

Informações (☎ 3 8 - 5 8 0 7)

Disponível intérprete em português

Exames de saúde de crianças em fase pré-escolar:

◎Exame de saúde para bebês de 4 meses-6/4(quá)【nascidos em 1 à 15/12/2015】e 25/4(seg)【nascidos em 16 à 31/12/2015】
recepção 12:45~13:30

◎Exame de saúde para crianças de 1 ano e 6 meses-12/4(ter)
recepção 12:45~13:30

◎Exame de saúde dental para crianças de 2 anos-11/4(seg)
recepção 12:45~13:30

◎Exame de saúde dental para pais e filhos de 2 anos e 6 meses-8/4(seg) recepção 12:45~13:30

◎Exame de saúde para crianças de 3 anos-19/4(ter) recepção 12:45~13:30

Vacinação preventiva contra a BCG:

Aplicar a vacina entre 5 meses à 8 meses, no máximo antes de completar 1 ano). Local de vacinação: Posto de Saúde 7/4(qui) e 22/4(seg) - comparecer no horário de recepção das 13:00 as 14:00.

Dia da coleta do lixo reciclável

1/4(seg)•Sono Cho•Inari Cho•Taisanji Cho•Taisanjimoto Machi•Taisanjihon Machi•Gojo Cho•Daichiba Cho
5/4(ter)•Yatsurugi Cho•Inoue Cho•Kamino Cho•Ishibotoke Cho

8/4(seg)•Higashishin Machi(Iwakuradanchi)
12/4(ter)•Daichi Cho•Daichishin Machi•Chuo Cho•Minamishin Machi•Kawai Cho•Kitazima Cho•Noyori Cho
15/4(seg)•Shimohon Machi•Showa Cho•Asahi Machi•Sakae Machi2chome•Shinyanagi Cho•Shinyanagi Cho 1-ku
19/4(ter)•Nakahon Machi•Higashi Machi•Nakano Cho•Suzui Cho

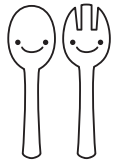
26/4(ter)•Izumi Cho•Saichi Cho•Hon Machi•Miyamae Cho•Sakae Machi1chome

Dia da coleta de papel velho e roupa usada

1/4(seg)•Shimohon Machi•Showa Cho•Asahi Machi•Sakae Machi2chome•Shinyanagi Cho•Shinyanagi Cho 1-ku
5/4(ter)•Nakahon Machi•Suzui Cho

9/4(sub)•Higashishin Machi(Iwakuradanchi)
12/4(ter)•Saichi Cho•Hon Machi•Miyamae Cho•Sakae Machi1chome

15/4(seg)•Gojo Cho•Daichiba Cho
19/4(ter)•Yatsurugi Cho•Kamino Cho•Ishibotoke Cho
26/4(ter)•Chuo Cho•Kawai Cho



簡単！！

旬の美味しい野菜レシピ (春の野菜編)

健康課健康支援グループ (保健センター内 ☎37 - 3511)



じゃが芋とさやえんどうの塩きんぴら



作り方

- ①じゃが芋は皮付きのまま細切り、さやえんどうはへたを取り細切りにし、にんにくは薄切りにします。
※じゃが芋は、さっと水に浸し水切りします。
- ②フライパンに、オリーブ油大さじ1とにんにくを入れ、少し色づくまでじっくり炒めます。じゃが芋を加え、中火で2～3分炒め、さやえんどうを加え、さらに1～2分炒めます。
- ③赤唐辛子を加えさっと混ぜ、分量の塩で味をととのえます。

☆岩倉市食生活改善推進員が作成した「季節の野菜料理プラス1品集」を保健センターで配布しています。

〈材 料〉	2人分
じゃが芋(中1個)	150g
さやえんどう	10さや
にんにく	1/2かけ
赤唐辛子	適量
オリーブ油	大さじ1
塩	小さじ1/3

※1人分の野菜分量(80g)

頭の

の 体 操

クロスワードパズル

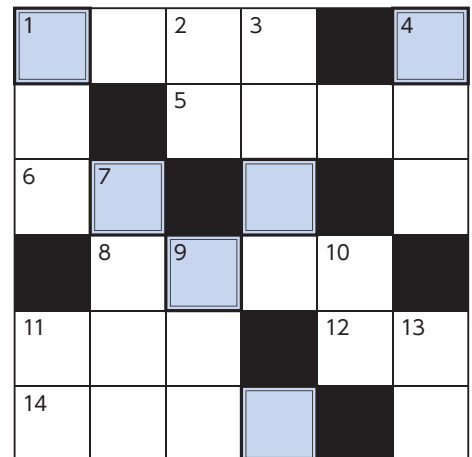
キーワードをもとに、クロスワードを完成させよう！
色マスの文字を並べかえると答え(ヒント:岩倉の春と言え
ば…)ができます。正解者の中から抽選で3人に、
い〜わくんラバーストラップをプレゼント!!

タテのキーワード

1. フィンランド式の蒸し風呂
2. 首都はバンコク、〇〇王国
3. 節分の際、鬼を退治するには
4. 大型の哺乳類、水中で生活しています。
7. 胸部に三日月方やV方の白い斑紋が入っています。〇〇〇〇グマ
9. 航空機が地面を離れて浮上したこと。
10. 小・中学校の教科のひとつ。自然科学などを学びます。
11. 桜田門外の変で暗殺されたのは、〇〇直弼
13. 英語ではnorth(ノース)

ヨコのキーワード

1. Jリーグ浦和レッズの本拠地があるのは〇〇〇〇県
5. 心に思い浮かべる像や情景
6. 日本の四季で最も暑いのは
8. 仕事がたてこんで〇〇〇〇舞いする。
11. 神などに何かの実現を願うこと。
12. 広島県で多く養殖される海産物
14. 桜、名古屋コーチン、ちっちゃい菜、い〜わくんと言えは…〇〇〇〇市



先月の答えは「ゴジョウガワ(五条川)」でした。

応募方法

官製はがきに記入事項を明記のうえ、下記あて先までお送りください。
当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。
また、下記フォームからも応募を受け付けています。
http://www.shinsei.e-aichi.jp/city-iwakura-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5314



- あて先 〒482-8686 岩倉市協働推進課広報情報グループあて
- 記入事項 1.並び替えた答え 2.氏名(ふりがな) 3.郵便番号・住所 4.電話番号
- 応募期限 4月15日(金)まで(当日消印有効)



五 クリーンアップ五条川2016 条川をきれいに

3月12日(土)、桜の季節を前に五条川をきれいにするクリーンアップ五条川2016が行われ、市民やボランティア団体など約800人が参加しました。この活動は岩倉の水辺を守る会の呼びかけにより毎年行われており、31回目となる今回のごみの回収量は約2,870kgでした。清掃後には、青空昼食会として参加者に五目御飯と豚汁が振る舞われました。



地 2市3町ふれあい協働フォーラム 域を超えたつながり

2月28日(日)、大口町民会館で協働に関するフォーラムが開催され、当市からも市民活動団体が参加しました。“協働”は各市町の共通のテーマです。わがまち自慢やテーマ別交流会では、取組事例の紹介や活発な意見交換が行われました。
※2市3町とは、岩倉市・小牧市・大口町・扶桑町・豊山町をいいます。



安 高齢者地域見守り協力に関する協定書締結 心して生活できる地域づくり

3月1日(火)、愛知銀行岩倉支店と高齢者地域見守り協力に関する協定書を締結しました。これにより締結先は市内6金融機関8支店、1郵便局、7新聞店となりました。この協定は、高齢者が安心して生活できるよう、自宅訪問し異変等を発見した際に、緊急時は警察または消防署、それ以外の場合は市へ通報することを目的としています。



紙 児童館コンサート「紙カミ大作戦！」 とストローで楽器ができた!

2月27日(土)、くすのきの家で児童館コンサート「紙カミ大作戦！」が開催されました。
保護者を含む50人の子どもたちは、セントラル愛知交響楽団のメンバーと一緒に紙笛を作り、顔を真っ赤にして音が出るまで練習しました。最後は、全員が自分で作った紙笛でプロの演奏家と共演することができ、音が出る仕組みと楽しさを学びました。

広報に掲載した写真をさしあげます。 ●申込先 協働推進課広報情報グループ (☎38-5802)

4月のカレンダー

1(金)	岩倉桜まつり(1日～10日)
2(土)	桜まつり協賛山車巡行・織田伊勢守信安公・山内一豊公追悼会 野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道
3(日)	㊦休日急病診療(加藤芳幸 かみのクリニック) 日曜市役所(証明発行業務)開設(8:30～12:00)
4(月)	★乳幼児健康相談(受付9:00～10:45)
5(火)	
6(水)	★健康チェックの日(受付9:00～11:00) ★4か月児健康診査(受付12:45～13:30) 野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道
7(木)	★母子健康手帳の交付 ★BCG(受付13:00～14:00)
8(金)	★2歳6か月児親子歯科健康診査(受付12:45～13:30)
9(土)	野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道
10(日)	㊦休日急病診療(伊藤義巳 いとうクリニック) 日曜市役所(証明発行業務)開設(8:30～12:00) 午後から市民スペースはお休みです。
11(月)	★2歳児歯科健康診査(受付12:45～13:30)
12(火)	★1歳6か月児健康診査(受付12:45～13:30)
13(水)	野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道
14(木)	★母子健康手帳の交付
15(金)	

★印は、保健センターで行います。
休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。
岩倉市のホームページをご覧ください。

分別収集

曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・ 大山寺本町・五条町・大市場町	1日(金)
八剣町・井上町・神野町・石仏町	5日(火) ※1
東新町(岩倉団地)	8日(金)
大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・ 北島町・野寄町	12日(火)
下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・ 新柳町1区	15日(金)

※1 八剣憩いの広場については、桜まつり期間中につき前日の夜は開催しません。

古紙と古着の日

下本町・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・ 新柳町1区	1日(金) ※2
中本町・鈴井町	5日(火) ※2
東新町(岩倉団地)	9日(土)
西市町・本町・宮前町・栄町一丁目	12日(火)
五条町・大市場町	15日(金)

※2 桜まつり期間中はお祭り広場・白山公園以外の分別収集場所へ出してください。

日曜資源回収(9:00～12:00)

e-ライフプラザ(清掃事務所)	3日(日)
消防署東側防災公園	10日(日)

税・保険料納期限

国民健康保険税第1期	5月2日(月)
後期高齢者医療保険料第1期	(口座振替を利用している人は、預金残高を 4月28日(木)までにご 確認ください。)
介護保険料第1期	
固定資産税・都市計画税第1期	

岩倉市の人口

3月1日現在		前月比	前年比	前月詳細	
総人口	47,763人	-25人	37人	出生	46人
男	23,866人	-2人	25人	死亡	51人
女	23,897人	-23人	12人	転入等	209人
世帯	20,891世帯	-9世帯	205世帯	転出等	229人



電話番号案内

- 戸籍・住民票・印鑑登録・国民健康保険・後期高齢者医療 等
市民窓口課(☎38-5807)
- ごみの収集・処理、犬・猫などペットの死体処理、公害・環境保全 等
環境保全課(☎38-5808)
- 保育園・児童福祉・児童手当 等
子育て支援課(☎38-5810)
- 防災無線テレホンサービス(☎37-0099)
- 消防テレホンサービス(☎38-3119)
- 救急医療情報センター(☎0586-72-1133)
- 休日急病診療所(日曜日・祝日)
(☎0587-66-4708)
受付 9:00～11:30、13:00～16:30
- 小児救急外来 江南厚生病院内(こども救急診療室)
(☎0587-51-3333)
○日曜日・祝日・第2・4・5土曜日
受付 8:30～16:30
○第1・3土曜日 受付 12:20～16:30
- 愛知県小児救急電話相談
(☎#8000 ☎052-962-9900)
○毎日 受付 19:00～翌朝8:00

い〜わくんの 岩倉 じまんッ!



地元産酒米で作られるお酒「夢吟香
(ゆめぎんが)」を紹介するイワ。

岩倉市で夢吟香の生産に取り組んだのは3人。「もっと岩倉に特産物を作りたい。」「自分で育てたお米で地元産のお酒を作りたい」という地元愛を胸に、米作りに取り組んだそうです。驚いたのは徹底的な管理。1粒でも他品種のお米が混ざると試験をクリアできないため、使用する機械も専用

自分たちで育てたお米で地元の酒を
 みなさんは「夢吟香」という日本酒をご存知ですか?
 これは愛知県が開発した酒造に適したお米「夢吟香」を使って作られた純米吟醸。このお米を使った日本酒が県内で作られるようになってきましたが、今年はずいに岩倉産だけを原料にした「夢吟香」ができました。

自分たちで育てたお米で地元の酒を



▲岩倉総合高校の生徒がデザインしたラベル



▲酒蔵での仕込みの様子

のものを購入したほか、少し形の違う稲があったらこまめに抜くなど、普通のお米よりもたいへん。でも、苦勞の甲斐あって秋には無事に収穫することができました。収穫された夢吟香は、江南市にある酒造会社へ。日本酒づくりに麹が欠かせませんが、この麹も岩倉産夢吟香から作られた麹を使用し、まさに岩倉づくしのお酒ができあがりました。

岩倉オリジナルの「夢吟香」を飾るラベルは岩倉総合高校の生徒さんが「夢吟香」「岩倉」をイメージして作成したもので、全4種類のラベルが瓶を彩ります。お酒の味はもちろん、目でも楽しんでみてはいかがでしょうか。

穴をあける際に
ご活用ください。

ふれあい ファミリー



うちだ こじょう
内田琥生 くん(0歳)

●お父さん・お母さんの一言

ムチムチな手足に落ちそうなほっぺ、とびつきな笑顔に毎日癒されてるよ。

寝返りやお座り、「いないいないばあ」と色んなことができるようになったね。

4月からは保育園。たくさん食べてたくさん遊んでたくましくなってね!!

大きくなってもずっとずっとお父ちゃんとお母ちゃんの大変な宝物だよ☆

このコーナーに お子さんの写真を掲載しませんか?

●対象 市内在住の人

●申込先・方法 申込用紙を窓口(市役所4階協働推進課)で受け取るか、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、お子さんの写真とともに協働推進課広報情報グループまでご提出ください。提出はEメール(koho.prsec@city.iwakura.lg.jp)でも可能です。

※掲載は原則お申し込みをいただいた順になります。また、申込状況によって掲載時期が遅くなってしまう場合があります。

※詳しくは、お問い合わせください。

●問合せ 協働推進課広報情報グループ ☎38-5802



この印刷は環境にやさしい
植物油インキを使用しています。